

書誌第101号追

本州南・東岸水路誌

追補第8

令和6年（2024）7月12日発行



海上保安庁

本州南・東岸水路誌

追補第8

この追補は、令和2年3月刊行の本州南・東岸水路誌の記載事項を更新するもので、令和6年6月7日までに入手した資料を基に編集したものです。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和6年7月12日

海上保安庁海洋情報部

注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。

ページ	更新箇所(表題、港名等)	備考
4	気象情報 地方海上警報 船舶気象通報	
5	気象情報 気象官署	追補第1当該ページは無効
11	航路 港則法の航路	追補第5当該ページは無効
27	漁業	
47	針路法	
52	針路法	
66	むつ小川原港	
71	八戸港	追補第5当該ページは無効
72	鮫角～鮎ヶ埼	
74	久慈港	
75	久慈港	
76	宮古港	
77	宮古港	追補第5当該ページは無効
92	大船渡港	追補第3当該ページは無効
92-1	大船渡港	
94	気仙沼湾	
95	気仙沼港	追補第1当該ページは無効
96	気仙沼港	追補第5当該ページは無効
100	女川港	追補第5当該ページは無効
104	石巻湾	追補第5当該ページは無効
105	石巻港	
106	石巻港	追補第5当該ページは無効
107	石巻港	追補第5当該ページは無効
110	仙台塩釜港	追補第5当該ページは無効
111	仙台塩釜港	
112	仙台塩釜港	追補第7当該ページは無効
114	相馬港	追補第3当該ページは無効
115	相馬港	追補第7当該ページは無効
119	江名港	
120	中之作港	追補第1当該ページは無効
122	小名浜港	追補第3当該ページは無効
123	小名浜港	追補第5当該ページは無効
263	伊良湖水道	
272	伊良湖港	
280	三河港	追補第2当該ページは無効
281	知多湾	
282	衣浦港	追補第7当該ページは無効
293	名古屋港	
296	名古屋港	追補第1当該ページは無効
307	名古屋港	追補第1当該ページは無効
308	名古屋港	追補第5当該ページは無効
309	名古屋港	追補第2当該ページは無効
317	津港	
322	鳥羽港	
323	加布良古水道～ハンス鼻	
329	御座岬～合口鼻	
330	浜島港	
337	尾鷲港	追補第1当該ページは無効
363	室戸岬～下竜頭岬	追補第5当該ページは無効
365	室津港	

ページ	更新箇所(表題、港名等)	備考
368	高知港	追補第5当該ページは無効
369	高知港	追補第1当該ページは無効
371	須崎湾	
372	須崎港	
373	須崎港	

気象情報

5 **全般海上警報** 気象庁は北西太平洋の 100°E～180°E、赤道～60°N の海域を対象として、全般海上実況・予報・警報を発表している。これらの情報はセーフティネットや漁業気象通報によって放送されている。また、気象無線模写通報 (JMH) で放送しているものもある。

10 セーフティネットとは、国際海事機関 (IMO) が管理する海上安全情報の国際的な放送システムであり、世界の海を 21 に分けたセーフティネット区域のうち、気象庁は北西太平洋区域の警報と概況及び台風予報を 1 日 4 回 (0530、1130、1730 及び 2330 (日本時間))、インマルサット C システムの高機能グループ呼出セーフティネット (EGC Safety NET) により、インマルサット太平洋衛星経由で放送している。これらの定時放送のほか、風速 48kn 以上の台風が存在するか、あるいは 24 時間以内に予想される場合には、定時放送の 3 時間後に臨時警報を放送する。

地方海上警報 この水路誌の記載区域及び周辺の海域に関係する担当気象台が発表する警報は、海上保安庁の海岸局から無線電話、NAVTEX 及び漁業無線気象通報により随時及び定時に送信される。(第 1 編 総記、第 8 章 海難防止、海上保安庁の通信業務の項参照)。

15 **天気図等** 気象庁が作成した天気図類は、気象庁気象無線模写通報 (JMH) により放送されている。

識別符号	電波の型式	周波数 (kHz)
JMH	F3C	3622.5
JMH2		7795
JMH4		13988.5

その他、各種気象情報が NHK ラジオ第 2 放送、共同通信社船舶向ファクシミリ放送 (JJC) などによっても提供されている。

20 **船舶気象通報** 沿岸海域を航行する船舶や操業漁船、また、海洋レジャー (プレジャーボート、海釣り等) の安全を図るため、全国各地の主要な岬の灯台等航路標識 132 か所において、局地的な風向、風速、気圧及び波高の気象・海象の観測を行い、その現状をテレフォンサービス、ウェブページで提供している。

船舶気象通報を行う航路標識の名称、気象観測項目、電話番号及び URL は書誌第 411 号「灯台表第 1 巻」に記載してある。

25 **霧通報** 海上保安部署や行動中の巡視船で霧を観測した場合には、通航船舶及び操業中の漁船に対し、霧通報として情報を提供している。

通信所等	呼出名称	周波数	実施基準	海域	通報時刻等
第二管区海上保安本部	しおがまほあん	156.8MHz(ch16) / 156.6 MHz (ch12)	視程が 1,000m 未満になったとき	三陸沖	定時 日本語及び英語
第三管区海上保安本部	よこはまほあん		視程が 2,000m 以下になったとき	浦賀水道	随時 日本語及び英語
第四管区海上保安本部	なごやほあん		視程が 2M 以下になったとき	伊良湖水道	随時 日本語及び英語

気象官署 この水路誌の記載区域に関係ある気象官署は次のとおりである。

管区气象台等 (電話番号)	地方气象台 (電話番号)
仙 台 (022-297-8100) 仙台市宮城野区五輪 1-3-15	青 森 (017-741-7412)
	盛 岡 (019-622-7869)
	福 島 (024-534-6724)
東 京 (042-497-7182) 東京都清瀬市中清戸 3-235 (天気相談所は東京都港区虎ノ門 3-6-9 (03-3434-9085))	水 戸 (029-224-1107)
	銚 子 (0479-22-0374)
	横 浜 (045-621-1563)
	静 岡 (054-286-6919)
	名古屋 (052-751-5577)
	津 (059-228-4745)
	高 知 (088-822-8883)
* 大 阪 (06-6949-6300) 大阪市中央区大手町 4-1-76	和歌山 (073-422-1328)
	徳 島 (088-622-2265)

*は記載区域外に所在するが、同区域を管轄する気象官署を示す。

第 3 章 海 象

5

海 流

本州の南・東方海域には黒潮、黒潮続流、黒潮反流、津軽暖流、親潮の各海流があり、その大勢はおよそ第 3 図 (6 ページ参照) のとおりである。このうち黒潮の流速は極めて速く、流路の変動も大きいので、最も注意を要する海流である。

10 ここで述べる海流の流向、流速、流路、表面水温などについては、統計による平均的状态を示したものである。

実際の海流は、それぞれ特有の性質による季節変化や年変化が大きいほか、不規則な種々の要因により、平均的状态とかなり相違することがしばしば起っている。

15 航海者は、海洋状況表示システム (海しる) 及び海上保安庁から平日の毎日発行されている海洋速報等の最新の海況情報に注意する必要がある。

海洋状況表示システム (海しる) ウェブページ

URL <https://www.msil.go.jp/>

海洋速報等ウェブページ

URL <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/KAIYO/qboc/index.html>

20 **黒潮の流路** 黒潮は、台湾東岸と与那国島の間から東シナ海に流入して、南西諸島の北西側を 200m 等深線に沿って北上し、屋久島～奄美大島の間を通過して日本の南方海域に抜ける。その後は九州東岸から四国南岸、本州南岸沿いに東北東方へ流れるが、紀伊半島～遠州灘沖に大きな冷水渦が現れる場合には、黒潮の流路は紀伊水道沖から伊豆諸島の間で著しい変動が起り、黒潮が冷水渦を迂回して流れる大蛇行現象が現れる。

25

指定海図 海上交通安全法第 44 条に基づき、航路及び規制事項を記載した海上交通安全法指定海図を刊行している。指定海図は書誌第 900 号「水路図誌目録」に記載してある。

港則法の航路 特定港に出入するための航路で、八戸港、仙台塩釜港、木更津港、千葉港、京浜港、清水港、名古屋港、四日市港及び高知港の各港にある。（港則法第 11 条、同法施行規則第 8 条）

信 号

航行管制信号 八戸港、仙台塩釜港、鹿島港、千葉港、京浜港、名古屋港、四日市港及び高知港の各港においては、港則法に基づく航行管制信号を行っている。（港則法第 38 条第 1 項、第 3 編沿岸・港湾記参照）

私設信号 千葉港においては、係留施設の使用に関する私設信号が定められている。（平成 7 年海上保安庁告示第 34 号「係留施設の使用に関する私設信号」及び令和 5 年海上保安庁告示 13 号「係留施設の使用に関する施設信号」の一部を改正する告示、第 3 編沿岸・港湾記参照）

航路標識

港湾及び航路の整備などに伴い一時的に航路標識が設置、移設及び撤去されることがあるので、水路通報、航行警報及び安全通報などに注意する必要がある。

各港湾付近及び陸岸寄りの航路標識の灯光による航路標識は、背後の灯火や漁火などにより見えにくいことがある。

浮標式 日本国内では、IALA（国際航路標識協会）海上浮標式（B 方式）を採用している。

水源 左舷標識及び右舷標識の方向の基準となる“水源”は、次のように定められている。

1 主航路から港湾に接続する航路は港湾側を、また港湾内における航路については、通常船舶が停止して荷役するところを水源とする。

2 上記以外については次表による。

水 域	水 源
港、湾、河川及びこれらに接続する水域	港若しくは湾の奥部又は河川の上流
上記以外の水域	与那国島（南西諸島）

電波による航路標識 この水路誌の記載区域内で利用できる電波による航路標識は次のとおりである。

ロラン C

名 称	主 局	従 局	レート
ロシアチェーン	Alexandrovsk {ロシア}	Petropavlovsk {ロシア}	7950-W
		Ussuriisk {ロシア}	7950-X
		Okhotsk {ロシア}	7950-Z
韓国チェーン	Pohang {韓国}	Kwangju {韓国}	9930-W
		Ussuriisk {ロシア}	9930-Z

（注）ロシアチェーン局は、調整用電波を発射中である。

周知される。

その他 室戸岬東方約 15Mから足摺岬南西方約 20Mに至る海域に**漁業用大型灯浮標表層型浮漁礁**（土佐黒潮牧場 **1～15号施設灯**）が 15 基設置されている。

これはカツオ、マグロ、シイラ等の大型回遊魚が流木等のまわりに集まる習性を利用した漬漁業の一種であり、このまわりでは漁船による引き縄釣り、網漁が行われている場合がある。同海域を航行する場合は注意を要する。

第 8 章 海難防止

海 難

10

一般船舶（貨物船、タンカー、旅客船）の海難は、船舶通航量が多い本州南岸の釧埼～御前埼間付近で最も多く発生し、本州東岸の犬吠埼～野島埼間付近、本州南岸の潮岬～日ノ御埼間付近がこれに次いでいる。漁船の海難は主要漁港及びその沖合海域付近で発生し、また、プレジャーボート、遊漁船、作業船等の海難は港内及びその付近で発生している。一般に海難は、港内及び距岸 3M未満の海域で多発しているの

15 出入港の際は十分に注意する必要がある。

海難多発海域

海 域	概 要
尻屋埼～金華山	衝突海難が全体的に多く、5～8月の濃霧が発生する時期に多発する。 転覆など荒天時の海難も多く、一人乗り小型漁船には注意が必要である。
金華山～野島埼	仙台湾付近と野島埼付近で衝突などの海難が多い。 野島埼東方海域では冬季の荒天時に大型船の海難が多い。 鹿島灘、犬吠埼周辺海域は好漁場として、1,500隻前後の漁船が出漁し、周年操業をしているので、航行には十分な注意が必要である。 仙台湾付近と犬吠埼沖合は、5～8月の濃霧が発生する時期に衝突海難が多発する。 野島埼付近は東方から東京湾に入る航路筋になっており、船舶が輻輳する。
東京湾及び付近	東京湾口付近や、その航路筋に当たる諸岬角付近では海難を起こしやすい。 浦賀水道は大小各種船舶の通航が非常に多い。
釧埼～御前埼	風早埼～石廊埼間は航路筋に当たるため、船舶通航量が多く衝突・乗揚げなどの海難が多い。 石廊埼沖では、冬季西風の強吹時に三角波が生じる。 御前埼付近は海難の多発海域、11月～翌年3月の間は西風が強いので注意を要する。
伊勢湾及び付近	師崎水道及び布施田水道は、乗揚げ海難が多い。 伊良湖水道及び大王埼周辺では、船舶通航量及び操業漁船が多い。
潮岬付近	潮岬付近一帯は沿岸航路の変針点に当たるため、船舶が輻輳し衝突・乗揚げ海難が多い。 特に4～7月の濃霧期及び冬季には、全損などの重大海難が発生しているので注意を要する。
紀伊水道外海	潮岬～日ノ御埼間は東方から瀬戸内海に入る航路筋に当たるため、船舶通航量が多く、衝突・乗揚げ海難が多い。

8	鯧ヶ埼灯台 39° 32.8' N 142° 04.3' E	正横約9.5M 345°	尻屋埼灯台(41° 25.8' N 141° 27.7' E)の 東北東方約6Mへ向かう。
	(1) 宮古港へ向かう場合		
	鯧ヶ埼灯台	正横約9.5M 320°	陸中真埼灯台(39° 45.1' N 142° 00.0' E) に向首する。
	(2) 八戸港へ向かう場合		立目埼に向首する。
	久慈牛島灯台 40° 13.1' N 141° 50.1' E	正横約8M 317°	鮫角灯台(40° 32.4' N 141° 34.6' E) の北東方約3Mへ向かう。
	(4) 釧路港へ向かう場合		
	鯧ヶ埼灯台	正横約9.5M 018°	襟裳岬灯台(41° 55.5' N 143° 14.6' E)の 南方約8.5Mへ向かう。

2 津軽海峡～東京湾

1 の針路をほぼ逆航する。

- 5 (1) 八戸港へは、尻屋埼灯台の東北東方約 6M から針路 182° で八戸港口へ向かう。
- (2) 宮古港へは、陸中弁天埼灯台 (39° 56.8' N 141° 57.6' E) 正横約 6M から針路 190° で閉伊埼灯台 (39° 39.3' N 142° 01.5' E) へ向け、湾口中央へ向かう。
- (3) 釜石港へは御箱埼灯台正横で、針路 257° とし、釜石港口中央へ向ける。
- 10 (4) 大船渡港へは、綾里埼灯台 (39° 01.8' N 141° 51.0' E) の東南東方約 11M で針路 272° で碁石埼灯台 (38° 59.2' N 141° 44.5' E) へ向首し、徐々に湾口中央へ向ける。
- (5) 石巻港へは、金華山灯台の東南東方約 10.5M で針路 259° に変針し、濤波岐《ドミキ》埼灯台 (38° 14.8' N 141° 30.0' E) 正横で、針路 290° に変針し、花淵灯台に向首する。波島灯台から 133° 約 7.5M にて、針路 357° とし港内の 3 本煙突に向首する。
- 15 (6) 仙台塩釜港塩釜区へは、(5) の波島灯台から 133° 約 7.5M にて、針路 298° とし仙台塩釜港航路に向ける。
- (7) 仙台塩釜港仙台区へは、(5) の濤波岐埼灯台正横で、針路 283° とし、港口へ向ける。
- (8) 小名浜港へは、金華山灯台の東南東方約 10.5M で、針路 200° とし、塩屋埼灯台正横で針路 252° で、小名浜港口へ向かう。
- 20 (9) 日立港へは、(8) の塩屋埼灯台正横で、針路 225° とし、日立港口へ向かう。
- (10) 鹿島港へは、(8) の塩屋埼灯台正横で、針路 203° とし鹿島港口へ向かう。

(2) やや沖合を航行する場合

神子元島灯台の南東方約 4Mの地点から針路 270° で進み、御前埼灯台の正横 (4M) で針路 243° に変針し、大王埼灯台の南東方約 17Mの地点へ向かう。

大王埼灯台の南東方約 17Mの地点から針路 237° に変針し、檜野埼灯台の南南東方約 4.5Mの地点へ向かう。

(3) 潮岬方面へ直航する場合

神子元島灯台の南東方約 4Mの地点から針路 270° で進み、石廊埼灯台の正横で針路 245° か、又は御前埼灯台の正横で針路 240° にそれぞれ変針し、檜野埼灯台の南南東方約 4.5Mの地点へ向かう。

3 潮岬沖～足摺岬 (海図W77、W108、W157)

(1) 室戸岬沖を通る場合

	変針目標及び概位	変針点及び針路	その他
1	潮岬灯台	南方約 5M 262°	
	(1) 潮岬沖から日ノ御埼沖へ向かう場合		
	潮岬灯台	南方約 5M 295°	
	市江埼灯台 33° 35.3' N 135° 23.9' E	南西方約 5M 315°	紀伊日ノ御埼灯台の南西方約 5.5Mへ向かう。
2	(2) 伊島灯台(33° 50.7' N 134° 48.9' E) 東方沖から南下する場合	東方約 5M 222°	室戸岬灯台南方約 5Mへ向かう。
	室戸岬灯台 33° 14.8' N 134° 10.5' E	南方約 5M 242°	
3	高知港へ向かう場合		
	室戸岬灯台	南方約 5M 303°	高知灯台 (33° 29.8' N 133° 34.4' E) へ向首する。
3	足摺岬灯台 32° 43.4' N 133° 01.2' E	南方約 5M 268°	沖の島 (沖ノ島) 西方へ向かう。

(2) 足摺岬へ直航する場合

潮岬灯台の南方約 5Mの地点から針路 253° で足摺岬灯台の南方約 5Mの地点へ向かう。

(3) 潮岬沖から都井岬沖へ直航する場合

潮岬灯台の南方約 5Mの地点から針路 246° で足摺岬灯台の南方約 25Mを經由して、在日米軍の使用する海軍訓練区域 (リマ区域 (第 1 編総記 第 7 章 航行に関する諸注意、海上訓練区域、18 ページ参照)) の北方を通り、都井岬灯台南東方約 5Mへ向かう。

4 足摺岬～豊後水道又は都井岬 (海図W108、W157)

	変針目標及び概位	変針点及び針路	その他
(1) 豊後水道に向かう場合			
	土佐沖ノ島灯台 32° 42.3' N 132° 32.6' E	南方約 5M 317°	以後沖の島 (沖ノ島) の西方を通り、豊後水道に入り、鮪子《シビコ》瀬 (32° 56.8' N 132° 16.2' E) を避け、速吸瀬戸へ向かう。
(2) 都井岬沖へ向かう場合			
① 足摺岬灯台		南方約 5M 242°	
土佐沖ノ島灯台		南南西方約 24M 218°	
② 足摺岬灯台		南方約 5M 226°	都井岬灯台南東方約 5Mへ向かう。

むつ小川原港 (40° 56' N 141° 24' E) (海図 W1028) (JP MUT)



(2018年5月撮影)

港種 特定港

- 5 **概要** この港は、尾駁《オプチ》、鷹架《タカホコ》、新納屋地区及び東防波堤沖の外港地区と4区域に分かれる。尾駁沼の西方にむつ小川原国家石油備蓄基地がある。港内は流砂により水深が減少している箇所がある。東防波堤の北西側は水深が減少しているため、出入港に際しては同防波堤の南側を航行する方がよい。

- 10 **航泊制限** 港内を航行中の一般船舶は引火による事故を防止するため、港内停泊中の引火性危険物積載タンカーから30m以内の海域への立ち入りが港長により禁止されている。

航行上の注意 港の南側には、米軍の射撃訓練水域が設定されているので、注意が必要である。(第1編総記第7章 航行に関する諸注意 「海上訓練区域」の項、20ページ参照)

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
鷹架 A.B 岸壁	40° 56.2' N 141° 22.7' E	260	6~7.5	5,000×2	
鷹架 C 岸壁	40° 55.9' N 141° 23.0' E	100	10.5~13	2,000×1	
新納屋岸壁	40° 55.5' N 141° 23.5' E	630	3.5~4.5	2,000×7	

上記の他、鷹架沼の入口付近の新納屋地区とその北方、尾駁沼の入口付近にそれぞれ船だまりがある。

15

シーバース 東防波堤の北東方に、黄色大型係船浮標(40° 56.9' N 141° 25.2' E、係船能力315,000 D/W×1、白灯・霧信号付)がある。

最大入港船舶 2002年9月22日、タンカーTENRYU(152,139 t、喫水20.4m)がシーバースに係留した。

- 20 **台風・津波対策** 台風・津波等による海難事故を防止するため、むつ小川原港船舶津波・台風等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している(問合せ先:八戸海上保安部)。

架橋 河原木 1 号ふ頭南部から南西方の石油基地に至る八戸シーガルブリッジ (40° 32.0' N 141° 31.5' E、高さ 4.5~5.5m、橋梁灯がある) がある。新井田川河口の第一工業港入口に、八戸大橋 (目標の項参照) がある。

5 **最大入港船舶** 2019 年 8 月 31 日、LNG タンカー MEGARA (113,263 t、喫水 12.5m) が ENEOS 八戸 LNG ターミナル専用栈橋に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波・低気圧による海難事故を防止するため、八戸港船舶津波・台風等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。八戸港長から避難勧告が発出された際は、八戸 LNG ターミナル前面海域に 10 錨泊自粛海域が設定される。(問合せ先：八戸海上保安部)

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
八戸海上保安部 (八戸港長、むつ小川原港長)	0178-32-4691	横浜植物防疫所塩釜支所 八戸出張所	0178-33-5424
函館税関八戸税関支署	0178-33-0423	青森県三八地域県民局 地域整備部八戸港管理所	0178-21-2280
東北運輸局青森運輸支局 八戸海事事務所	0178-33-0718		
仙台検疫所八戸出張所	青森出張所 017-722-7687 へ連絡		

引船・通船 引船がある。漁港 (鮫) に通船組合があり、在泊船舶との連絡を行う。

補給 主な岸壁、物揚場で清水が、漁港 (鮫及び小中野) では氷がそれぞれ補給できる。給油船がある。

15 **修理**

造船所名	電話番号	備考
北日本造船所(株)	0178-24-4171	
八戸造船事業協同組合	0178-44-5181	

廃油処理施設

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
青森県	新湊 3 丁目 (受入施設が 3 基ある。)	24 時間	ビルジ	
環境技術株式会社	油槽部 0178-20-2666	0800~1630	ビルジ・スラッジ・その他	

医療施設

名称	電話番号	備考
八戸市立市民病院	0178-72-5111	
労働者健康福祉機構青森労災病院	0178-33-1551	

海上交通 苫小牧に至るカーフェリー便 (10,536 t 他) がある。

鮫角～鮭ヶ埼 (海図 W53)

概要 鮫角～鮭ヶ埼の間には、久慈湾、野田湾及び宮古湾などがあるが、概して海岸線の屈曲が少ない。

この沿岸は一般に深水で、湾入部を除き距岸1M以遠に陰礁はないが、海岸近くには岩礁が点在し、夏季には海上平穏のときでも、うねりが激しく破浪する。特に階上灯台 (40° 27.1' N 141° 40.9' E) ～八木港間の距岸1M以内に多くの暗礁が散在し、海底が非常に不規則である。

八戸港内の蕪《カブ》島～牡鹿半島間の沿岸は、三陸復興国立公園に指定 (平成27年3月31日指定) されている。また、この国立公園内北部の明神埼～鮭ヶ埼間の約14Mは、沿岸は変化に富み距岸0.5M以遠に陰礁はなく、深水である。

この沿岸は、夏季、特に6、7月には霧が多いうえにイカ釣漁船が、また、秋季には、サンマ漁船が多いので注意を要する。

目標

地物名	概位	備考
弁天鼻	40° 13.2' N 141° 50.0' E	茶褐色のがけの鼻で樹木が多い。南東方至近に牛島があり、灯台がある。
三 埼	40° 08.6' N 141° 52.6' E	埼端のすそは灰色のがけで、東方約0.5Mの鮭岩(高さ7m)はやや白み(鳥のふんのため)のある不毛岩である。
遠 島 山	40° 01.2' N 141° 38.6' E	高さ1,263m、鋭峰である。
七 ツ 森	39° 58.8' N 141° 55.9' E	黒埼～弁天埼間は険しい断がいの高角で、その西方至近の高さ429mの山頂、樹木が茂り黒く顕著である。
弁 天 埼	39° 56.8' N 141° 57.6' E	埼上に灯台がある。この埼と北方4Mの黒埼間は、絶壁のがけが続く。
真 埼	39° 45.1' N 142° 00.2' E	樹木の密生したがけの埼で、埼上に灯台がある。南・北両方向からは顕著、レーダの好目標となる。
峠ノ神山	39° 43.6' N 141° 46.9' E	高さ1,230m、付近の最高峰
閉伊《へい》埼	39° 39.3' N 142° 01.5' E	丸みを帯びたがけの埼で、灯台がある。
月 山	39° 37.2' N 142° 00.3' E	高さ456m、北東方・南東方からは鋭峰に見える。頂上に3テレビ塔があり、夜間数個の赤灯を点ずる。
鮭ヶ埼《トドガサキ》	39° 32.8' N 142° 04.3' E	低いがけの埼で、灯台及び照射灯(同灯南方約4kmの夫根を照らす。)があるが北航の際には背景に紛れて見えにくいことがある。
鮭 山	39° 32.9' N 142° 03.4' E	高さ465m、南、北両方向からは鋭峰に見える。

久慈港 (40° 12' N 141° 49' E) (海図 W1080) (JP KJI)



(2018年5月撮影)

港種 港則法適用港

- 5 **概要** 久慈湾のほとんどを港域とする。港口は東に広く開き、太平洋に面しているため、風波にさらされ絶えずうねりが侵入し、また、底質も砂混じりの岩のため、安全な錨地とならない。

港は、港内南西部にある玉の脇地区とその北方にある諏訪下地区、半崎地区とに分かれ、諏訪下地区は堀込港（船だまり）とその東側の外港地区（大型船用）とがある。

- 10 諏訪下地区の西部港奥の船だまりは、東寄りの強風時にも安全であるが、船だまり内、港口とも狭く、水路も屈曲しているので注意を要する。特に北西風時には、水路付近で波が高いという。また、10、11月のサバ漁最盛期には港内は漁船で一杯になり、係船できないことがあるという。初入港時は、夜間の出入港をしない方がよい。

気象 春季～初夏には東寄りの風が多い。濃霧は5～7月の間が多く、特に弱い東風が吹くときに多い。

目標

地物名	概位	備考
牛島〔丑島〕	40° 13.1' N 141° 50.1' E	お椀形の岩がけの多い島、頂付近は樹木が茂り、灯台があり、灯台の南側に照射灯（白色塔）がある。久慈港口を識別する好目標である。
記念塔	40° 11.4' N 141° 47.9' E	白色

15

入港上の注意

- 1 湾口防波堤の築造に伴い拡張工事が実施されているので、湾口の入口を確認して入港する必要がある。
- 2 港内には陰悪物が散在しているので注意を要する。
- 3 湾口防波堤（北）（南）の内側には、いけす、定置網及び漁網が設置されているので注意を要する。

20

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考	
諏訪下岸壁	1号	40° 11.8' N 141° 48.3' E	185	8~9	12,000×1	水深9.0mで供用中
	2号	40° 11.8' N 141° 48.2' E	130	6.5~7	5,000×1	
	3号	40° 11.7' N 141° 48.1' E	270	3~5	2,000×3	
	5号	40° 11.7' N 141° 48.2' E	130	7	5,000×1	
	-7.5m岸壁	40° 11.6' N 141° 48.2' E	130	7.5	5,000×1	5号岸壁南側
堀込岸壁	1~5号	40° 11.6' N 141° 47.7' E	840	3~4.5	1,000×14	
	6号		210	5~6	2,000×2	5号岸壁北隣

シーバース 久慈港沖に久慈国家石油備蓄基地のシーバース(100,000 D/W×1)がある。

5 最大入港船舶 1999年10月3日、タンカー 室蘭丸 (67,524 t、**満載**喫水 14.4m)が、シーバースに着
 5 棧した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、久慈港船舶津波・台風対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：八戸海上保安部 TEL 0178-32-4691)

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
岩手県北広域振興局土木部	0194-53-4990		

10

補給 玉の脇地区中央部の物揚場で清水、燃料油、氷の補給ができる。

諏訪下地区の堀込岸壁では清水、氷の補給ができる。

医療施設

名称	電話番号	備考
岩手県立久慈病院	0194-53-6131	

15

宮古湾 (39° 40' N 142° 00' E) (海図 W54)

概要 宮古湾は、姉ヶ崎と閉伊崎との間に約5M湾入し、湾口は北東方へ開いている。水深は、湾口中央の74mから湾奥に向かってしだいに浅くなっているが、一般に深水区、湾奥を除き距岸400m以遠には、水深5mより浅い箇所はない。

湾口西側の日出島と西方対岸との間に、離岸堤(長さ約200m)があり、この間は通航しない方がよい。

20 湾口から湾内沿岸には、定置網及びワカメ、ホタテなどの養殖施設があるので注意を要する。

春季～秋季の間、湾内に小型ヨットが多い。

気象 宮古湾は、湾口が北東方へ開いているため、この方向からの強風を受けることがしばしばある。

また、年間を通じて西寄りの風が多く、冬季には、北東風が強吹することがある。

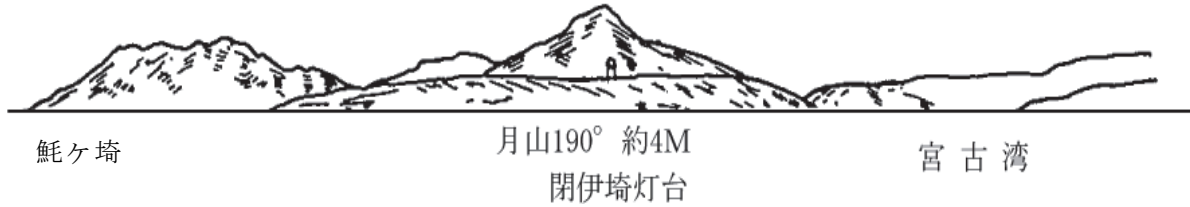
夏季には、日中は北寄りの風が、夜間は西寄りの風(陸風)が多い。

25 霧は、湾口からしだいに湾奥へ移動することが多く、また、湾外の鮎ヶ崎が晴れているときでも、湾内は、霧に閉ざされることがあるという。沿岸の霧は、移動が激しく現在晴れていても、すぐ濃霧に閉ざされることがある。

副振動 周期約 22 分の著しい海面の昇降があり、その昇降は 30cm に達することがある。

宮古湾付近対景図

北方から月山を望む



5 **目標**

地物名	概位	備考
姉ヶ崎	39° 41.2' N 141° 59.2' E	崎端に松の茂った2頂の岩小島(高さ49m)がある。北東方・南東方からは特に顕著
日出島	39° 40.2' N 141° 59.3' E	高さ58m、平頂の小島、下部は灰褐色のかけ
汐掛崎	39° 39.0' N 141° 59.1' E	白いがけの崎。
煙突	39° 37.7' N 141° 56.7' E	高さ246m、北東方から顕著で、宮古港を知る好目標

宮古港 (39° 38' N 141° 59' E) (海図 W1405) (JP MYK)



(2018年9月撮影)

10 **港種** 港則法適用港、開港、検疫港、出入国港、植物防疫の港

概要 宮古湾西岸にある港で、港内には北～北東の風浪が侵入する。

漁船の出入りが多く、大型船の出入港もある。

港内の鯨ヶ崎《クワガサキ》地区には、漁港及び出崎ふ頭がある。藤原地区には、近年大型旅客船の寄港地として、日本船のみならず外国船も多く入港している。

15 **気象** 夏季は北東～北北東の風が多く、その他の季節は西南西の風が多い。霧は6、7月に多く、ともに10日間程度発生する。

目標

地物名	概位	備考
無線塔群	39° 38.8' N 141° 58.0' E	2無線塔（高さ66m・67m）、観測塔（高さ59m、白塗）及び煙突（高さ59m）がある。
無線塔	39° 38.1' N 141° 57.5' E	高さ127m、赤白塗
著屋	39° 37.7' N 141° 57.8' E	市民文化会館、白色三角形

海底波高計 竜神埼防波堤の東方約0.2Mに海底波高計が設置されている。

水先 水先法という水先区ではないが水先類似行為者がいる。

5 **入港上の注意** 東日本大震災の被災により、以下のことに注意を要する。

1 港内には陰悪物が散在しているので注意を要する。

2 閉伊川河口で水門の建設工事が行われている。

針路法 北方からは、陸中弁天埼灯台（39° 56.8' N 141° 57.6' E）の東北東方約7Mの所から針路190°で閉伊埼灯台（39° 39.3' N 142° 01.5' E）に向首する。姉ヶ崎東方2Mで針路を216°とし、宮古港藤原防波堤灯台（39° 37.7' N 141° 58.6' E）に向首する。館ヶ崎航過後は、適宜港内に向かう。

10 南方からは、針路320°で陸中真埼灯台に向け進み、閉伊埼灯台の北東方で針路を250°とし、日出島南端に向首する。同灯台の北方1.5Mで針路を216°とし、宮古港藤原防波堤灯台に向首する。館ヶ崎航過後は、適宜港内に向う。その際、下記事項に注意を要する。

15 **錨地** 大型船は、通常藤原防波堤の東方にある検疫錨地付近に錨泊する。検疫錨地付近以外の宮古湾口側に錨泊する場合は、深水域かつ定置網ほか養殖施設が設置されており、注意を要する。

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考	
日立浜岸壁	39° 38.6' N 141° 58.4' E	240	3.5~6	300 t × 4		
鉾ヶ崎岸壁	39° 38.6' N 141° 58.1' E	505	3~5	500 t × 7		
出崎ふ頭	-9m岸壁	39° 38.4' N 141° 58.3' E	175	7~8		10,000×1
	-7.3m岸壁	39° 38.5' N 141° 58.2' E	218	6.5		3,000×2
藤原第1ふ頭	-12m岸壁	39° 38.0' N 141° 58.2' E	240	10		30,000×1
	-7.5m岸壁	39° 38.1' N 141° 58.0' E	260	7		5,000×2
藤原ふ頭	39° 38.1' N 141° 57.9' E	180	4~6.5	700×3		
藤原第2ふ頭	-10m岸壁	39° 37.7' N 141° 58.2' E	740	9~10		12,000×4
	-7.5m岸壁	39° 37.9' N 141° 58.2' E	260	6.5~7.5		5,000×2

入港上の注意 宮古湾の両岸には、多数の定置網（各周年）があるが、特に閉伊埼灯台の西方約0.6Mから南西方約1.2M間の距岸約800m以内にある定置網及び養殖施設には、注意を要する。

20 出崎ふ頭南側の閉伊川河口一帯は、水深1~3mで、強風が吹くと破浪することがある。また、増水時には、流れが強いので注意しなければならない。

最大入港船舶 2023年8月4日、客船MSCベリッシマ（171,598 t、喫水8.7m）が、藤原第2ふ頭-10m岸壁に着岸した。

25 **台風・津波対策** 台風・津波等による海難事故を防止するため、宮古港船舶津波・台風等異常気象対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等

また、海底には漁具や車両等の障害物が沈んでいることが考えられ、これらにも注意すること。

3 港内には島（珊瑚島）が存在し、島の西側を通る通航路と東側を通る通航路（珊瑚島東側水道）があり、両通航路とも養殖施設が隣接して狭隘であることから入港には注意が必要である。なお大船渡港・陸前高田地区船舶安全対策協議会が設置されており、外国船及び大型船舶（概ね総トン数1万トン以上）に対し次のように指導している。

- (1) 珊瑚島東側水道を航行して入出港すること。
- (2) 珊瑚島東側水道での船舶同士の行会いを防止するため、他船舶との水域利用調整を行うこと。

針路法

北方から

- 1 鮭ヶ崎灯台東方沖から針路 196° で南航し、綾里崎灯台（39° 01.8′ N 141° 51.0′ E）の東南東方約 11Mの所から針路 272° で基石崎灯台（38° 59.2′ N 141° 44.5′ E）に向首する。
- 2 小黑崎（39° 01.5′ N 141° 47.8′ E）正横から徐々に右転し、大船渡港指向灯（39° 01.9′ N 141° 42.8′ E）の示す可航水路（白光 311°）上を進む。
- 3 尾崎正横で徐々に右転し、適宜の針路で錨地に向かう。

南方から

- 1 金華山灯台東方沖から針路 002° で綾里崎灯台に向首する。
- 2 黒崎（38° 57.2′ N 141° 43.7′ E）正横前の所で徐々に左転しながら、大船渡港指向灯の示す可航水路（白光 311°）上を進む。以後は、上記 3 の針路に入る。

初めて入港する船舶は、夜間及び視界不良のときには、入港を避けた方がよい。

錨地 港奥の大部分は水深 10～20m、底質泥の所が多いが、錨かきは全般的に良くない。盛川に沿って、吹き出す北西風はかなり強く、走錨することがあるが、野々田地先よりも南方に錨泊すればよい。多くの船舶は、通常上記野々田地岸壁の前面で、距岸約 400m、水深 15、16mの所に錨泊する。

檢疫錨地は、コオリ崎の西南西方にある。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
茶屋前	-9m岸壁	39° 03.9′ N 141° 43.6′ E	330	9	10,000×2
	-6m岸壁	39° 03.9′ N 141° 43.4′ E	210	5～5.5	2,000×2
	-4m物揚場	39° 04.0′ N 141° 43.3′ E	195	3	—
野々田	-13m岸壁	39° 03.5′ N 141° 43.5′ E	270	12.5	40,000×1
	-7.5m岸壁	39° 03.6′ N 141° 43.6′ E	260	6.5～8	5,000×2
	-4.5m岸壁	39° 03.4′ N 141° 43.4′ E	120	4.5	1,000×2
山口岸壁	39° 03.7′ N 141° 44.1′ E	160	7.5～9.5	5,000×1	
永浜岸壁	39° 03.4′ N 141° 44.0′ E	290	12～13	40,000×1	緊急時の着岸のみ

上表のほか、永浜地区-13m岸壁は「緊急時の着岸のみ」となっている。

小型船用の係船施設が、北岸には会社専用の係船施設や泊地が多数ある。また、港内東岸の琵琶島北東方の小湾内に貯木場がある。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、大船渡・陸前高田地区船舶安全対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難勧告・解除等の災害防止措置

を指導している。（問合せ先：釜石海上保安部 TEL 0193-22-3830）

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
函館税関大船渡税関支署	0192-26-2326	岩手県沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	0192-27-9919
仙台検疫所大船渡・気仙沼出張所	花巻空港出張所 0198-29-6725へ連絡		

東湾、西湾及び湾口付近には、**漁網及び多数のかき養殖場**があるので注意を要する。

東湾 東岸**(唐桑半島側)**は曲折して多くの小突出部があり、各突端の前面 200~300mまで岩礁が散在しており、**多数のかき養殖場がある**。奥部の東側に**鮪立《シビタチ》漁港**があり、港内は岸近くまで深く、中央部は水深 10~20m、底質砂及び泥で錨かきが良い。**なお、東岸(唐桑半島側)にマイルポストがある。**

5 西岸は大島の東岸にあたり中央部が湾入している。水道の中央部は深く、水深 30m前後である。

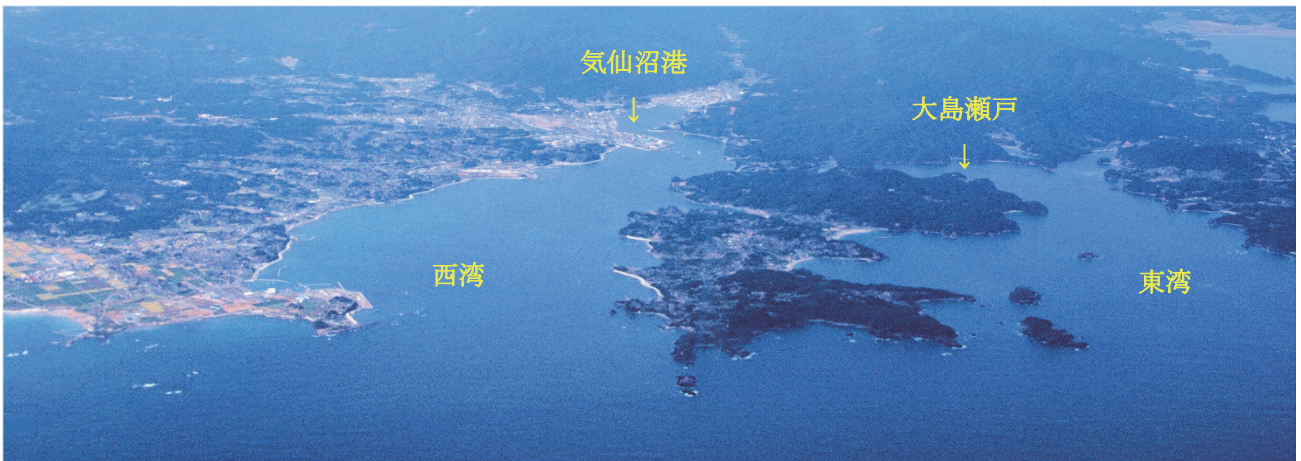
~~東岸にマイルポストがある。~~

大島瀬戸 (38° 53.2' N 141° 37.2' E) 瀬戸東口のほぼ中央に**番所根**(西端に灯標**及び照射灯**がある)があり、また、兩岸一帯に**多数のかき養殖場**があるため、最狭部の水路の幅は約 100mである。

10 **西湾** 湾口付近には**険礁**が多く、また、湾内の両側には**多数のかき養殖場**があり、水路が非常に狭くなっている。西湾西側に**波路上《ハジカミ》漁港**がある。

気仙沼湾付近対景図

大島南東方約 2.5Mから気仙沼湾を望む



15

気仙沼湾付近

(2018年10月撮影)

目標

地物名	概位	備考
早馬山	38° 53.7' N 141° 38.6' E	高さ 219m。頂部は樹木が多く、南東方及び北東方からは鋭鋒に見える。
唐島	38° 51.7' N 141° 38.4' E	北側に灯台がある。島の周囲 50~250m間には険礁が散在している。
大前見島	38° 50.6' N 141° 38.5' E	高さ約 30m
小前見島	38° 51.0' N 141° 38.3' E	高さ 30m、大島とは干出岩で続いている。
亀山	38° 52.4' N 141° 37.1' E	高さ 234m
ホッキ島	38° 51.9' N 141° 35.6' E	高さ 6m、赤色を帯びた岩。
竜舞埼	38° 49.8' N 141° 37.5' E	松が多く、埼端付近に灯台がある。
岩井埼	38° 49.6' N 141° 36.2' E	平坦な埼で埼端付近に灯台がある。埼の北側には干出岩礁が拡延している。

針路法

東湾から 東湾からの入航水路では、大島瀬戸は屈曲が多く水路も狭い。

湾口に近づいたら気仙沼東湾指向灯 (38° 53.6′ N 141° 37.6′ E) の示す可航水路 (白光 332°) を湾奥へ進む。白光は 332° を中心とする幅約 0.2° で東湾湾口付近の險礁群及びナカタイラ根を避ける水路を示し、緑光 (幅約 1.5°) 及び赤光 (幅約 1.5°) は、それぞれ水路の左舷側及び右舷側を示す (昼間も点灯)。

一般に小型船は、東湾を通航するものが多い。

西湾から 西湾から気仙沼への入航水路では、岩井埼の南方に散在する險礁、養殖施設、**大根** (38° 48.5′ N 141° 37.7′ E、湾口のほぼ中央、最小水深 11.8m) などがあり、針路 000° で進入することは危険である。西湾に進入する場合は、針路 295° で岩井埼灯台に向けて進み、陸前大島灯台 (38° 49.8′ N 141° 37.5′ E) を正横に見る地点付近から適宜変針し、湾口に進航する。湾内は、ワカメなどの養殖施設が両側から張り出し、水路を狭くしている。

架空線 大島瀬戸西口付近に同瀬戸を横断する送電線 (高さ 32m) がある。

架橋 上記架空線の西側に気仙沼大島大橋 (38° 52.7′ N 141° 36.4′ E、高さ約 32m) が存在する。

気仙沼港 (38° 54′ N 141° 35′ E) (海図 W1099) (JP KSN)



(2018 年 8 月撮影)

港種 港則法適用港、検疫港

概要 西湾北奥にある。港奥はよく風波を防ぐ好錨地で、その大部分が水深 5~9m、底質泥である。港奥入口の蜂ヶ埼付近は、水路の幅が非常に狭く、大型船の入港は、困難である。

蜂ヶ埼の南南東方の大川河口左岸に、**朝日ふ頭 (通称：商港岸壁)** がある。

目標

地物名	概 位	備 考
蜂ヶ埼	38° 53.7′ N 141° 35.3′ E	鉄塔高さ 64m がある。対岸に高さ 60m の鉄塔がある。
著 屋	38° 54.3′ N 141° 34.7′ E	ホテル、蜂ヶ埼の北西方約 1.3km のがけ上

入港上の注意 東日本大震災の被災により、地盤沈下及び一部損壊している岸壁があるので、入港前に港湾管理者等に確認を行うこと。

針路法 港口の南方 1.5M 付近から気仙沼港導灯 (38° 53.7' N 141° 35.7' E (前灯)、38° 54.0' N 141° 35.7' E (後灯)) 2 灯一線 (354.8°) 上を進み、大川河口付近から適宜の針路で錨地に向かう。

5 **錨地** 検疫錨地は東湾口 (38° 51.4' N 141° 38.8' E) 付近にある。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
朝日ふ頭 -4.5m岸壁(1~3号)	38° 53.5' N 141° 35.3' E	186	7~9.5	1,000×3	
-7.5m岸壁(1~3号)	38° 53.4' N 141° 35.5' E	390	6~8	5,000×3	
魚市場前南側岸壁(-6m)	38° 53.6' N 141° 35.1' E	200	5		
魚市場前栈橋 (-6m)	38° 53.9' N 141° 35.0' E	470	4.5~5.5	300×7	未測箇所・魚市場がある。
魚市場前岸壁 (-6m)	38° 54.0' N 141° 34.8' E	297	4.5~6		
休 息 栈 橋(-6m)	38° 54.1' N 141° 34.8' E	499	3.5~5.5		

架空線 蜂ヶ崎と南南西方対岸との間に、送電線 (高さ約 31m) がある。

10 **架橋** 朝日ふ頭から北東方の小々汐地区に至る気仙沼湾横断橋 (38° 53.6' N 141° 35.6' E、高さ約 32m、海上部 長さ約 480m) がある。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、**気仙沼市地震・津波防災検討会議が設置されており**、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している (問合せ先：気仙沼海上保安署)。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
気仙沼海上保安署	0226-22-7084	仙台検疫所大船渡・気仙沼出張所	仙台検疫所(本所) 022-367-8100 へ連絡
横浜税関仙台塩釜税関支署 気仙沼出張所	0226-23-1023	宮城県気仙沼土木事務所	0226-24-2539
		東北運輸局気仙沼海事事務所	0226-22-6906

15 **補給** 清水、氷の補給ができる。給油船がある。

修理 小型船舶及び総トン数 500 t までの漁船を上架できる造船所が数社ある。(問合せ先：**気仙沼鉄工機械協同組合兼**気仙沼造船団地協同組合 TEL 0226-23-7482)

廃油処理施設

事業者名	申 込 先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
宮 城 県	気仙沼清港会 0226-24-1777	0830~1715	ビルジ・水バラスト	

20 **医療施設**

名 称	電 話 番 号	備 考
気仙沼市立病院	0226-22-7100	

目標

地物名	概位	備考
尾浦山	38° 27.0' N 141° 28.8' E	高さ 277m、頂上付近は杉に覆われている。
高崎山	38° 25.8' N 141° 27.4' E	高さ 291m、北東側山すそ付近は切り崩されている。
著屋	38° 26.6' N 141° 26.7' E	女川町地域医療センター

入港上の注意 東日本大震災の被災により、海底には漁具や車両等の障害物が沈んでいることが考えられ、注意すること。

5 港湾施設

名称	概位	長さ (約m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
石浜 ふ頭	-7.5m岸壁	38° 26.7' N 141° 27.4' E	137	7~8	5,000×1
	-4.5m岸壁	38° 26.7' N 141° 27.3' E	62	4.5	700×1
宮ヶ崎 前面の ふ頭	-7m岸壁	38° 26.7' N 141° 27.2' E	165	7	東岸、未測箇所
		38° 26.6' N 141° 27.2' E	294	7~7.5	南岸、西岸
宮ヶ崎岸壁		38° 26.7' N 141° 27.1' E	222	6~6.5	
		38° 26.7' N 141° 27.0' E	224	4.5~7	

上表のほか、対岸にも鷲の神岸壁（延長約 354m、水深約 4.5~6m）がある。また、港内には 300 t 以下の船舶が係船できる岸壁、物揚場が多数ある。

補給 清水及び燃料油はタンクローリー等で行われている。氷の補給ができる。

~~**修理**——150 t 級船舶を上架できる造船所がある。~~

10 **海上交通** 付近の島々に至る定期船便がある。

医療施設

名称	電話番号	備考
女川町地域医療センター	0225-53-5511	

金華山付近（海図 W79）

15 **概要** 早崎水道は、女川湾口南側の早崎付近と東方の江島列島西部の二股島との間にある水道で、水深 10m 以上の水路幅は約 600m で、中央部の水深は 40m 前後である。金華山瀬戸から早崎以北に至る小型船の多くはこの水道を通る。

金華山瀬戸の最狭部は鹿渡の部分で、幅約 600m であるが、両岸から水深 4m 以下の浅瀬が延びているため、水深 5m 以上の水路幅は約 300m である。この地方に詳しい船舶以外は通航しない方がよい。金華山の西部にある金華山港の前面は東風、西風のときには仮泊地としてよい。

20 金華山の周辺には、定置網があり、また、毎年春先から 7 月頃までオキアミ漁などのすくい網漁船が多数操業するため、十分な注意が必要である。

針路法（第 19 図、101 ページ参照）

25 金華山瀬戸を南方から通航するには、金華山の北西端を 020° に見て航進し、大室埼を正横に見る所から、003° に変針して水路の中央に向かい鹿渡付近に差しかかったならば、針路 017° で平島頂（38° 24.2' N

目標

地物名	概位	備考
網地島	38° 16.0' N 141° 28.7' E	高さ101m、平らな島で、南東端に灯台がある。
田代島	38° 17.9' N 141° 25.0' E	高さ95m、北端に灯台がある。
人石山	38° 20.0' N 141° 29.4' E	高さ319m、鋭頂で、樹木が茂る。
大室埼	38° 21.3' N 141° 25.0' E	埼上に松が疎生し、黒色で、遠望顕著
4 煙突	38° 25.2' N 141° 17.3' E	高さ100m (赤白塗)、高さ90m・85m (灰色)、高さ100m (うす緑色) 遠望顕著、日本製紙構内

針路法

北方から石巻港へ

- 1 金華山灯台 (38° 16.6' N 141° 35.0' E) の東南東方約 10.5Mの所で針路 259° に変針する。
- 5 2 濤波岐《ドウミキ》埼灯台 (38° 14.8' N 141° 30.0' E) 正横約 4.8Mで針路 290° に変針し、花淵灯台 (38° 17.7' N 141° 05.1' E) に向首する。
- 3 波島灯台 (38° 18.9' N 141° 11.1' E) から 132° 約 7.4M付近で針路 357° に変針し、日本製紙の 4 煙突 (上記目標の項参照) に向首する。
- 4 波島灯台正横付近で針路 335° に変針し、港口へ向かう。

10 北方から仙台塩釜港塩釜区へ

- 1 網地島南南東方約 4.8Mから針路 290° で花淵灯台に向けて進む。
- 2 波島灯台から 132° 約 7.4Mで針路 298° に変針し、仙台塩釜港航路に向首し、適宜港口に向かう。

北方から仙台塩釜港仙台区へ

- 網地島の南南東方約 4.8Mの地点までは、塩釜区へ向かう針路と同じであるが、この地点から針路 282° に変針し、港口に向かう。

南方から

第2編航路記 第1章東京湾～津軽海峡、44 ページ参照

錨地

- ~~1 田代島の二鬼城埼灯台 (38° 18.7' N 141° 25.1' E) から北西方約 1Mの水深約 20m、底質泥は東～南東の風波が避けられる。~~
- 1 石巻港雲雀野防波堤灯台 (38° 23.9' N 141° 15.9' E) から南東方約 5M、水深約 28m、底質は泥、東～南東よりの風波が避けられる。
- 2 波島灯台から南南東方約 1.5Mの水深約 22m、底質は泥、北西寄りの風波が避けられる。

25 鮎川港 (38° 18' N 141° 30' E) (海図 W1324) (JP AYU)

概要 黒埼と清埼との間の湾入部にある港則法適用港である。前面に網地島、田代島があつてよく風波を防ぎ、また、外海に近く水路も広いので、船舶の避泊にも便利である。しかし、南東風の強吹するときには、網地島に突き当たった反射波が港内に進入し、また、1、2月には、山おろしが強吹することがあるので注意を要する。

- 30 東岸から西方へ延びる南防波堤、西岸から南東方に延びる向田防波堤が南方からの波浪を防いでいる。

目標

地 物 名	概 位	備 考
第十六利丸	38° 17.6′ N 141° 30.6′ E	展示物 (捕鯨船)、南防波堤基部付近

港湾施設 港内東側に岸壁 (38° 17.8′ N 141° 30.5′ E、延長約 316m、水深未測) 及び観光船棧橋 (水深 6~7.5m) がある。

5 **錨地** 防波堤内は、南風が強吹するとき以外の泊地として適し、錨かきも良いが、漁期には停泊船が多い。大型の船舶は、防波堤外で水深 20m 前後の所に投錨するのがよい。

補給 清水及び燃料油はタンクローリーで行われている。

海上交通 観光船棧橋は工事が完了し、浮棧橋に復旧されている。
金華山港への定期船便と、網地島、田代島を経て石巻港に至る定期船便がある。

10 医療施設

名 称	電 話 番 号	備 考
石巻市立牡鹿病院	0225-45-3185	

石巻港 (38° 24′ N 141° 18′ E) (海図 W1100) (JP ISM)



(2018 年 10 月撮影)

15 **港種** 特定港、開港、検疫港、出入国港、家畜検疫の港、植物防疫の港

概要 石巻湾の北岸にある港で、一般に港域西部の入江を利用した掘込式港湾を工業港、中央部の旧北上川河口の内側を内港と称している。漁港は、旧北上川河口の東隣にある。

気象 年間を通じて風が弱い。

潮汐 この港における平均高高潮は 1.3m、平均低低潮は 0.3m、平均水面は 0.90m である。

20 目標

地 物 名	概 位	備 考
架 橋	38° 24.9′ N 141° 18.7′ E	日和大橋、高さ約 17m
日 和 山	38° 25.5′ N 141° 18.5′ E	高さ 54m、神社及び塔がある。樹木が多い。
4 煙 突	38° 25.2′ N 141° 17.3′ E	高さ 100m (赤白塗)、高さ 90m・85m (灰色)、高さ 100m (うす緑色) 遠望顕著、日本製紙構内

水先 仙台湾水先区水先人会に要請する。(第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照)

入港上の注意

- 1 ~~公共岸壁(水深 4.5m 以上)は、ほぼ利用が可能となっているが、入港する場合には、~~事前に港湾管理者等から港湾施設等について詳細な情報を入手すること。
- 2 港内には険悪物が散在しているので注意を要する。

針路法

工業港 港口に近づいたら、石巻港雲雀野防波堤灯台(38° 23.9' N 141° 15.9' E)とその西方約 400 mにある石巻港第 1 号灯浮標との間の水路中央を同防波堤に並行して進む。同防波堤は、接近しないと確認できないことがある。

- 10 **内港** 旧北上川の中央を航行すればよいが、河口の水深は絶えず変化している。また、河口の東・西防波堤は高潮時に没することがあるので注意を要する。

漁港 石巻漁港導灯(38° 24.9' N 141° 20.8' E(前灯、後灯共)、2 灯一線 000.6°)を進む。次に、西防波堤に並行して進み、船だまり内に向かう。

錨地 検疫錨地は、雲雀野防波堤灯台の南東方にある。

15 港湾施設

名称		概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
南浜ふ頭	大型 棧橋	38° 24.8' N 141° 16.4' E	165	11~11.5	15,000×1	
	10,000 t 岸壁	38° 24.9' N 141° 16.5' E	165	9	10,000×1	
	5,000 t 岸壁	38° 24.9' N 141° 16.6' E	130	7~7.5	5,000×1	
潮見ふ頭 1~5 号岸壁		38° 25.1' N 141° 17.1' E	290	3~4.5	1,000×5	一部工事中未測箇所あり
日和三河 1 号岸壁		38° 25.1' N 141° 17.0' E	110	4.5	1,000×1	
日和三河 2 号岸壁		38° 25.1' N 141° 17.0' E	110	4.5	1,000×1	
日和ふ頭	1~5 号岸壁	38° 25.1' N 141° 16.6' E	380	2.5~4.5	1,000×5	
	6 号岸壁	38° 25.0' N 141° 16.4' E	165	9~10.5	10,000×1	クレーン
	7 号岸壁	38° 25.1' N 141° 16.4' E	185	11	15,000×1	クレーン
大手ふ頭	1・2 号岸壁	38° 25.2' N 141° 16.3' E	260	7.5	5,000×2	
	3~5 号岸壁	38° 25.2' N 141° 16.1' E	320	5~5.5	2,000×3	
中島ふ頭	1 号岸壁	38° 25.1' N 141° 16.0' E	130	5~5.5	2,000×1	
	2・3 号岸壁	38° 25.0' N 141° 16.0' E	372	10	15,000×2	
	1,000 t 岸壁	38° 24.9' N 141° 16.0' E	60	7.5	1,000×1	
雲雀野中央ふ頭	1 号岸壁	38° 24.3' N 141° 17.2' E	260	11.5~12.5	40,000×1	
	2 号岸壁	38° 24.4' N 141° 17.1' E	260	12~12.5	40,000×1	
雲雀野北ふ頭		38° 24.5' N 141° 16.9' E	170	5~10.5	12,000×1	
石巻漁港	-7m 岸壁	38° 24.7' N 141° 20.0' E	1,481	5.5~8	—	魚市場がある。
	-6m 岸壁	38° 24.7' N 141° 19.2' E	1,157	4.5~6	—	
	-7m 棧橋	38° 24.6' N 141° 19.9' E	716	5.5~7	—	

上表のほか、内港に水深 4.5m 以下の物揚場、棧橋があり、工業港には会社専用の係船施設がある。

係船浮標 南浜ふ頭大型棧橋の南側に係船浮標がある。

架橋 旧北上川河口に下流側から順に日和大橋(高さ約 17m)及び石巻かわみなど大橋(高さ約 12m)がある。

- 20 **最大入港船舶** 2023 年 8 月 3 日、客船 MSC ベリッシマ(171,598 t、喫水 8.7m)が、雲雀野中央ふ頭に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、石巻地区船舶津波・台風等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害

防止措置を指導している（問合せ先：石巻海上保安署）。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
石巻海上保安署（港長）	0225-22-8088	仙台検疫所石巻出張所	仙台検疫所 022-367-8100 ～連絡
横浜税関仙台塩釜税関支署石巻出張所	0225-22-4649	横浜植物防疫所塩釜支所石巻出張所	0225-95-0261
東北運輸局石巻海事事務所	0225-95-1228	宮城県石巻港湾事務所	0225-95-6271
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	0225-95-7318		

引船 引船がある。

5 通船 通船が数隻ある。

修理

造船所名	電話番号	備考
(株)鈴木造船所	0225-98-8112	
(株)ヤマニシ	0225-82-5551	

医療施設

名称	電話番号	備考
石巻市立病院	0225-25-5555	
石巻赤十字病院	0225-21-7220	

海上交通 内港から田代島を経て網地島に至る定期船便がある。

10

15

塩釜区第 1、2 区（通称内港）は、よく風波を防ぎ安全である。

潮汐 この港における平均高高潮は 1.4m、平均低低潮は 0.3m、平均水面は 0.92m である。

潮流 代ヶ崎水道（航路）における上げ（下げ）潮流は西北西（東南東）方へ流れ、1.8(2.6)kn である。

目標

地物名	概位	備考
富山	38° 23.8' N 141° 06.5' E	高さ 124m
波島	38° 19.0' N 141° 11.1' E	高さ 26m、平坦な島で、南西端に灯台がある。
立標	38° 19.0' N 141° 09.7' E	港界標柱、白塗、唐戸島南東端
船入島	38° 19.2' N 141° 07.2' E	航路東口北側
カラカイ島	38° 19.0' N 141° 07.3' E	航路東口北側、高さ 18m
水島	38° 19.3' N 141° 06.1' E	高さ 22m
地蔵島	38° 19.4' N 141° 04.3' E	灯台がある。馬放島間に満潮時水没する北防砂堤がある。
代ヶ崎	38° 19.3' N 141° 03.9' E	崎頂に多間山がある。
花淵崎	38° 18.0' N 141° 05.4' E	崎上は松が茂り、黒色で、遠望顕著。崎端に白塗標柱（高さ 25m）、崎の南西方約 850m の保ヶ崎に花淵灯台がある。
煙突	38° 20.2' N 141° 02.7' E	高さ 67m、灰塗
仙台区 煙突	38° 16.5' N 141° 02.3' E	高さ 183m、灰色、東北電力新仙台火力発電所、タンク群も顕著
仙台区 仙台港サイロ	38° 16.3' N 141° 01.2' E	灰色、顕著

5

通信 船舶と港長との間で、「しおがまほあん」を介し VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
しおがまほあん SHIOGAMA COAST GUARD RADIO	ch16/12	常時	宮城海上保安部	

水先 仙台湾水先区水先人会に要請する。（第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照）

航路 塩釜区、船入島の南方 0.6M 付近から、代ヶ崎水道を経て貞山ふ頭の北方に至る幅 130m の航路がある。

なお、水島島頂と二ツ島島頂（38° 18.4' N 141° 06.1' E、高さ 20m）を結んだ線以西の水路においては、航行管制を行っているので注意を要する。

入港上の注意 塩釜区を利用する船舶は、大根灯浮標（38° 15' 56.2" N 141° 09' 51.5" E、モールス符号緑光毎 8 秒に A（・ー））、沖ノ高根灯浮標（38° 17' 26.8" N 141° 09' 18.5" E、モールス符号緑光毎 8 秒に B（ー・・・））の東側を十分距離を保ちながら航行することが必要であり、同灯浮標の西側を航行するのは複数の浅瀬までの距離が近いことため大変危険である。

1 公共岸壁（水深 4.5m 以上）は、ほぼ利用が可能となっているが、入港する場合には、事前に港湾管理者等から港湾施設等について詳細な情報を入手すること。

2 港内には険悪物が散在しているので注意を要する。

仙台区の南側海域には養殖施設が設置される区画漁業区域が設定されており仙台南防波堤東端及び仙台北防波堤南西端の間から入出港するのは大変危険である。同海域から入港しようとした船舶による養殖施設への乗揚げ事故が複数発生している。

針路法 塩釜区へは、波島南方約 2M の港外から針路 302° に変針して、航路に入る。

なお、航路の両側には、険礁があるので注意を要する。

信号 馬放島にある塩釜信号所（38° 19.4' N 141° 04.2' E）で水路の管制信号を行っている。

25

管制水路に出入航する一定の船舶は、次表のとおり塩釜信号所で行う信号に従って航行しなければならない。（港則法施行規則第 20 条の 2）

名 称	信 号 の 方 法		信 号 の 意 味
	閃光による信号	形象物による信号	
入航信号	毎 2 秒に白色光 1 閃	黒色の上向き円す い形形象物 1 個	入航船は入航可 総トン数 500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数 500 t 未満の出航船は、出航可
出航信号 (1 区、2 区)	毎 2 秒に赤色光 1 閃	黒色の方形形象物 1 個	出航船は出航可 ただし、第 1 区、第 2 区から出航しようとする総トン数 500 t 以上の船舶は、運航を停止して待機 総トン数 500 t 以上の入航船は、花淵埼港界標柱と毛無 島頂を結ぶ線の延長線以東の航路において出航船の進路 を避けて待機 総トン数 500 t 未満の入航船は、入航可
出航信号 (火力発電所)	毎 3 秒に赤色光 2 閃	縦に上から黒色の 方形形象物 1 個と 赤色の方旗 1 旗	出航船は出航可 ただし、仙台火力岸壁から出航しようとする総トン数 500 t 以上の船舶は、運航を停止して待機 総トン数 500 t 以上の入航船は、花淵埼港界標柱と毛無 島頂を結ぶ線の延長線以東の航路外で、出航船の進路を 避けて待機 総トン数 500 t 未満の入航船は、入航可
入出航 禁止信号	毎 3 秒に順次に 赤色光 1 閃及び 白色光 1 閃	黒色の鼓形形象物 1 個	総トン数 500 t 以上の入航船は、花淵埼港界標柱と毛無島 頂を結ぶ線の延長線以東の航路外で、出航船の進路を避 けて待機 総トン数 500 t 以上の第 1 区、第 2 区、仙台火力岸壁か ら出航しようとする総トン数 500 t 以上の船舶は、運航 を停止して待機 総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可
入出航 禁止信号	毎 6 秒に順次に 赤色光 3 閃及び 白色光 3 閃	縦に上から黒色の 鼓形形象物 1 個と 赤色の方旗 1 旗	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航禁止

航路外での待機の指示 視程が 500m 以下の状態で、500 t 以上の船舶が仙台塩釜港の航路を航行する場
5 合、仙台塩釜港長は、当該船舶の危険を防止するため必要な間、航路外での待機を指示する場合がある。指
示は、VHF 無線電話及び海上保安庁の船舶からの呼びかけその他の適切な方法により行われる。詳細は、「港
則法施行規則第 8 条の 2 の規定による指示の方法等を定める告示」（平成 22 年海上保安庁告示第 163 号）参
照。

航泊制限 港内における引火事故を防止するため、船舶は、港内に停泊中のタンカー（タンク船を含む）
10 から 30m 以内の海面に立ち入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶はこの限りでない。~~ま
た、貞山石油基地の前面及び上流付近の区域に、引火性危険物積載船が航泊している間は、100 t 以上の一般
船舶は、同区域内に立ち入ってはならない。~~

錨地 塩釜区の外港錨地は、東は船入島及びカラカイ島の礁脈により、南は花淵埼から北東方へ延びる
15 礁脈によって激浪を防ぎ、喫水 6m 以下の船舶の錨泊に適するが、底質砂で錨かきは良くない。また、カラカ
イ島の東方の錨地付近では、東～南東の強風の際に海底地形等の影響により、波浪が急激に高くなること
があるので、走錨、荷崩れ等に注意しなければならない。なお、水島と船入島北端を結んだ線及びカラカイ島
東方の錨地の北側にはノリの養殖施設があるので注意を要する。

検疫錨地は、塩釜区入口及び仙台区の南東方（38° 13.2′ N 141° 06.5′ E）にある。

危険物積載船錨地は、塩釜区第 3 区、同第 4 区及び仙台区に指定されている。

港湾施設

名 称		概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考	
塩 釜 区	真山 ふ頭	1号岸壁	38° 19.1' N 141° 02.6' E	160	5.5~7	10,000×1	北東端に棧橋がある。
		2号岸壁	38° 19.1' N 141° 02.7' E	213	5.5~8	10,000×1	
		3・4号棧橋	38° 18.9' N 141° 02.6' E	各 130	6~8.5	7,500×2	
	東ふ頭1~3号岸壁		38° 19.1' N 141° 02.5' E	320	6~7	4,500×3	
	中 ふ頭	4~6号岸壁	38° 19.1' N 141° 02.4' E	130 128	3.5~9	7,500×1 1,500×2	
		7・8号岸壁	38° 19.1' N 141° 02.2' E	157	3~5.5	700×2	
		前面棧橋	38° 19.2' N 141° 02.3' E	168	3~5.5	3,000×2	
	西ふ頭棧橋		38° 19.2' N 141° 02.0' E	320	3~4.5	1,500×2 2,000×2	
	東宮ふ頭棧橋		38° 18.7' N 141° 02.9' E	180	4.5	3,000×2	
	仙 台 区	高松ふ頭岸壁		38° 16.5' N 141° 01.5' E	240	12	30,000×1
高松ふ頭2号岸壁		38° 16.3' N 141° 01.4' E	280	13.5	55,000×1		
高砂ふ頭1号岸壁		38° 16.1' N 141° 01.2' E	310	11.5~12.5	30,000×1	コンテナクレーン	
高砂ふ頭2号岸壁		38° 16.1' N 141° 01.4' E	330	13~13.5	50,000×1	コンテナクレーン	
向洋ふ頭1号岸壁		38° 16.0' N 141° 01.9' E	240	10~12	30,000×1		
中野 ふ頭		1号岸壁	38° 16.3' N 141° 01.2' E	240	11~11.5	40,000×1	クレーン
		2~6号岸壁	38° 16.3' N 141° 00.9' E	925	7.5~10	15,000×5	
雷神ふ頭1・2号岸壁		38° 16.4' N 141° 00.1' E	440	8.5~9	5,000×2		

上表のほか、塩釜、仙台両区内に会社専用の係船施設がある。

- 5 **架空線** 桂島北東岸～野々島西岸間 (38° 20.0' N 141° 06.3' E、高さ 24m)、野々島東岸～寒風沢島西岸間 (38° 20.3' N 141° 07.0' E、高さ 25m) 及び寒風沢島東岸～宮戸島間 (38° 20.3' N 141° 07.9' E、高さ 15m) に各送電線がある。

台風・津波対策 台風・津波等による海難を防止するため仙台塩釜港津波・台風等対策協議会が設置されており、台風・津波等襲来時における避難場所の調査及び早期避難の勧告等を行っている（問合せ先：宮城海上保安部）。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
第二管区海上保安本部	022-363-0111	仙台検疫所（本所）	022-367-8100
宮城海上保安部（港長）	022-367-3917	横浜植物防疫所塩釜支所	022-362-6916
横浜税関仙台塩釜税関支署	022-259-4306	仙台出入国在留管理局（本局）	0570-022259
東北運輸局（本局）	022-299-8851	宮城県仙台塩釜港湾事務所	022-254-3132~3

引船・通船 引船がある。通船は停泊船と陸上とを連絡する不定期船便がある。

補給 清水、燃料油、氷の補給ができる。給水船、給油船がある。

- 15 **修理**

造船所名	電話番号	備 考
東北ドック鉄工(株)	022-364-2111	

このほか 500 t 級以下の船舶を修理できる造船所が数社ある。

相馬港 (37° 50′ N 140° 58′ E) (海図 W1089) (JP SMA)



(2018年8月撮影)

港種 特定港、開港、出入国港、植物防疫の港

5 **概要** 後背地への流通物質の受入基地及び商工業港として、整備が行われている。

港は、南浜から北北東方へ延びる南防波堤と、その北北東方にほぼ南北方向へ延びる沖防波堤があり、その西側に港湾施設がある。北側には5号ふ頭から東方へ延びる北防波堤がある。

南浜東部の松川浦の入口付近に、**松川浦漁港**がある。

気象 年間を通じて、西寄りの風が多い。霧は6~8月上旬に多く、特に7月は濃霧になることが多い。

10 **目標**

地物名	概位	備考
煙突	37° 50.5′ N 140° 56.8′ E	高さ204m、灰色、火力発電所構内、遠望顕著、相馬港に至る好目標
LNGタンク	37° 51.0′ N 140° 57.0′ E	高さ60m、頂部が球状の円筒形(直径90m)2基

入港上の注意 東日本大震災の被災により、以下のことに注意を要する。

1 港内及び周辺海域には、瓦礫等の水中障害物が依然と存在しているおそれがあり、航行には十分な注意が必要である。

15 2 入出港の航行経路は北航路となっている。

3 港奥の船だまりは、-3mの計画水深に対して、最大1.5m程度の水深減少がみられる。

航泊制限 港内における引火事故を防止するため、船舶は、港内に停泊中の引火性危険物積載タンカー(タンク船を含む)から、30m以内の海面に立ち入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶はこの限りではない。なお、引火性危険物積載タンカーは港内に停泊中夜間においても視認できる「引火

20 性危険物積載中」の標識を掲揚する。—(平成29年10月1日—相馬港長公示第1号)—

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考	
1 号 ふ頭	1・2号岸壁	37° 50.0' N 140° 57.6' E	各 90	4~6	2,000×2	
	3号岸壁	37° 50.1' N 140° 57.5' E	各 130	5.5~7	5,000×1	
	4号岸壁				5,000×1	
	5号岸壁				5,000×1	
	6~8号岸壁	37° 50.2' N 140° 57.3' E	各 90	4~4.5	2,000×3	
2 号 ふ頭	1号岸壁	37° 50.3' N 140° 57.3' E	90	5	2,000×1	
	2・3号岸壁	37° 50.4' N 140° 57.5' E	各 130	6~8	5,000×2	
	4号岸壁	37° 50.5' N 140° 57.4' E	240	12	30,000×1	
3 号 ふ頭	1号岸壁	37° 50.6' N 140° 57.3' E	240	12	30,000×1	耐震強化岸壁
	4号岸壁	37° 50.8' N 140° 57.4' E	170	10	10,000×1	
4 号 ふ頭	1号岸壁 (JAPEX バース)	37° 51.0' N 140° 57.3' E	480	14.5	143,000×1 G/T	LNGドック
	2号岸壁 (JAPEX バース)	37° 51.1' N 140° 57.2' E	110	6.5~7	5,700×1 G/T	LNGドック
5 号 ふ頭	1・2号岸壁	37° 51.3' N 140° 57.2' E	560	14	60,000×1	揚炭栈橋 (クレーン)
	3号岸壁	37° 51.4' N 140° 57.4' E	140	8	5,000×1	揚油ドック
	4号岸壁	37° 51.5' N 140° 57.4' E	100	5~5.5	2,000×1	

1号ふ頭のエプロン使用には、重量制限がある。4号ふ頭に記載した各岸壁は、会社専用の係船施設である。また、小型船用の船だまりは、南防波堤の基部西側にある。

5 **最大入港船舶** 2018年4月10日、LNG船 GRAND ANIVA(122,239t、最大喫水9.1m)が相馬外航 LNG 栈橋に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、相馬港海上安全対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：福島海上保安部)

10 **海事関係官公署**

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
福島海上保安部 (小名浜港長、相馬港長)	(いわき市) 0246-54-3450	福島県相馬港湾建設事務所	0244-26-7214
横浜税関小名浜税関支署相馬出張所	0244-38-6130		

引船 引船がある。

医療施設

名 称	電 話 番 号	備 考
公立相馬総合病院	0244-36-5101	

江名港 (36° 58′ N 140° 58′ E) (海図 W1096) (JP ENA)



(2018 年 8 月撮影)

5 **概要** 東内防波堤及び西防波堤に囲まれた港則法適用港である。両防波堤の内側に、北から順に第 1～第 3 の船だまりがある。また、沖側陸側に順に南、沖、東、沖南の各防波堤がある。

南西隣の中之作港とともに、近海、遠洋漁船の出入りが多い。両港とも南東寄りの強風の際には船だまり内に波浪が侵入し、停泊船及び諸施設に被害を及ぼすことがしばしばある。

南東寄りの強い風波の際以外は安全であるが、各船だまりとも錨かきはあまり良くない。第 1 船だまりは、台風時でもうねりが侵入せず、避泊地として優れている。港の内外には陰礁が多い。

10 北方から来る船舶は、東防波堤の東北東方にある**グズボ** (36° 58.1′ N 140° 58.5′ E、水深 2.6m の暗礁) に注意を要する。

港則 入航船が優先する特定航法がある。(港則法第 19 条第 1 項、同法施行規則第 22 条)

港湾施設

名 称	概 位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (t×隻)	備 考
- 6m 岸壁	36° 58.1′ N 140° 57.6′ E	130	5	400×2	前面に陰悪地あり
- 5.5m 岸壁	36° 58.0′ N 140° 57.5′ E	175	3~4	250×2	未測箇所あり

15 **係船浮標** 各船だまり内に多数の小型係船浮標がある。

補給 清水、燃料油及び氷の補給ができる。

修理 小型船舶を上架できる造船所がある。

中之作港 (36° 57' N 140° 57' E) (海図 W1096) (JP NKX)



(2018年8月撮影)

概要 江名港南西隣にある港則法適用港である。5～10月の漁期には、多いときで1日5隻程度の漁船
5 が入り出る。泊地の状況などについては、江名港の記事を参照されたい。

港奥に東、西両防波堤に囲まれた船だまりがある。船だまり内は島堤と港奥の防波堤によって3船だまりに分かれている。また、魚市場の前面にも船だまりがある。東、西両防波堤入口付近の水路は、水深3.5m前後である。また、沖側に防波堤(南)がある。

港則 入航船が優先する特定航法がある。(港則法第19条第1項、同法施行規則第22条)

10 **入港上の注意**

西防波堤外側の水路近くに岩礁があり、乗揚げる船舶が多いので針路の保持に注意を要する。また、竜ヶ
崎から南東方へ約500m延びる干出礁があり、絶えず破浪している。中之作港東防波堤灯台(36°57.3' N
140°57.3' E)南南西方約670mに水深4.2mの浅所がある。ここは、海岸沿いに速い潮流や向岸流があり、
風浪に圧流されて乗揚げる船舶が多いので、荒天、霧などのときには特に注意を要する。

15 **港湾施設**

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (t×隻)	備 考
－5m岸壁	36°57.5' N 140°57.0' E	280	3.5～4.5	400×2	未測箇所あり 前面に陰悪地あり
－7m岸壁	36°57.4' N 140°57.0' E	185	3.5～5.5	250×4	前面に陰悪地あり

係船浮標 各船だまり内に、多数の小型係船浮標がある。

補給 清水、燃料油、氷の補給ができる。給油船がある。

~~**修理** 100tクラスの船が上架できる造船所がある。~~

目標

地物名	概位	備考
塔	36° 56.4' N 140° 55.2' E	いわきマリンタワー（対景写真、121 ページ参照）、高さ106m、上部青ガラス・下部白塗
煙突	36° 56.5' N 140° 53.0' E	高さ79m、赤白塗
	36° 56.6' N 140° 52.9' E	高さ174m、赤白塗
	36° 56.9' N 140° 52.4' E	高さ122m、赤白塗

通信

港長 船舶と港長との間で、「しおがまほあん」を介し VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
しおがまほあん SHIOGAMA COAST GUARD RADIO	ch16/12	常時	福島海上保安部	

5

港湾管理者 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
おなほまポートラジオ	ch16/11, 12, 18	常時	0246-88-7712	福島県漁業無線局内

水先 小名浜水先区水先人会に要請する。（第1編 総記 第6章 水先、12 ページ参照）

入港上の注意 第1西防波堤の周辺海域では、**大規模な**ふ頭施設等の整備工事が行われており、入港にあたっては事前に水路通報等により最新の情報を確認する必要がある。また、工事作業船の水域使用により泊地面積が狭くなっており、荒天時の港内は避難船舶で混雑する。

針路法 **小浜鼻** (36° 54.5' N 140° 50.5' E) の東南東方 1.8M付近から針路 018° で小名浜港第2西防波堤東灯台 (36° 55.2' N 140° 53.1' E) に向首し、小名浜港沖防波堤西灯台の正横付近から適宜の針路で港内に向かう。なお、この場合**ツリクライ磯** (36° 54.5' N 140° 52.6' E、水深 8.3mの暗礁) を避けるため、大煙突 (高さ 174m、目標の項参照) と小名浜港小名浜石油シーバース灯 (36° 55.2' N 140° 52.8' E) を結ぶ線より西側に入らないように注意する。

航泊禁止 7号ふ頭南東側の前面に航泊禁止区域がある。

航泊制限 港内における引火事故を防止するため、船舶は、港内に停泊中の引火性危険物積載タンカー (タンク船を含む) から 30m以内の海面に立ち入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶はこの限りでない。なお、引火性危険物積載タンカーは港内に停泊中夜間においても視認できる「引火性危険物積載中」の標識を掲揚する。

錨地 検疫錨地は、小名浜港沖防波堤西灯台の東南東方 (36° 54.3' N 140° 53.6' E) 付近にある。

25

港湾施設

名 称		概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
1号 ふ頭	1・2号岸壁	36° 56.7' N 140° 54.4' E	213	7	300t×4	漁港区
	3号岸壁	36° 56.6' N 140° 54.4' E	150	8	300t×3	
2号 ふ頭	3・4号岸壁	36° 56.6' N 140° 54.0' E	各 130	6.5~8.5	5,000×2	
	5・6号岸壁	36° 56.6' N 140° 53.9' E	各 73	4~6	700×2	
3号 ふ頭	1~4号岸壁	36° 56.5' N 140° 53.8' E	各 175	9~10	10,000×4	
	5・6号岸壁	36° 56.5' N 140° 53.7' E	各 73	4~4.5	700×2	
	7号岸壁	36° 56.5' N 140° 53.6' E	74	3.5~4	700×1	
1号岸壁	90		4~4.5	700×1		
4号 ふ頭	2・3号岸壁	36° 56.4' N 140° 53.5' E	各 200	8.5~9.5	10,000×2	
	4~6号岸壁	36° 56.3' N 140° 53.4' E	各 100	4.5~6	3,000×3	
	5号ふ頭	1号岸壁	36° 56.1' N 140° 53.2' E	240	11~12	30,000×1
6号 ふ頭	1号岸壁	36° 56.0' N 140° 53.0' E	280	13~13.5	50,000×1	前面に険悪地あり
	2・3号岸壁	36° 56.0' N 140° 52.8' E	各 130	6~8.5	5,000×2	
7号 ふ頭	1・2号岸壁	36° 55.9' N 140° 52.8' E	各 270	12~13	40,000×2	前面に険悪地あり
	3・4号岸壁	36° 55.8' N 140° 52.7' E	各 185	7~10.5	10,000×2	
	5号岸壁	36° 55.9' N 140° 52.6' E	130	6.5~7	5,000×1	
藤原 ふ頭	1号岸壁	36° 55.8' N 140° 52.4' E	185	9.5~ 10.5	10,000×1	岸壁北東端付近は浅い。
	2号岸壁	36° 55.7' N 140° 52.4' E	241	10.5~12	30,000×1	
	3号岸壁	36° 55.7' N 140° 52.3' E	185	6.5~9	10,000×1	
	4号岸壁		130	6~7	5,000×1	
大剣 ふ頭	1・2号岸壁	36° 55.6' N 140° 52.2' E	各 130	4.5~7	5,000×2	
	3・4号岸壁	36° 55.5' N 140° 52.3' E	各 185	8.5~9	10,000×2	クレーン
	5~8号岸壁	36° 55.4' N 140° 52.2' E	各 130	6.5~9.5	5,000×4	
東港	1号岸壁	36° 55.8' N 140° 53.6' E	370	18	120,000×1	クレーン
	2号岸壁	36° 56.0' N 140° 53.7' E	222	17~17.5	90,000×1	

上表のほか、大剣ふ頭の南東端及び同ふ頭の南西方に、石油会社専用の係船施設がある。

シーバース 第2西防波堤北側に小名浜石油シーバース(長さ360m、計画水深15m、係船能力75,000tD/W×1)がある。

係船浮標 港内東側奥の船だまり内に4基、2号ふ頭南南東方の第1西防波堤内内側直近に1基の係船浮標がある。また、大剣ふ頭南西方の3号危険物棧橋北側に1基の係船浮標がある。

架橋 3号ふ頭と同ふ頭南東方の埋立地東港地区との間に小名浜マリブリッジ(高さ約24m)がある。

最大入港船舶 2020年5月28日、タンカー 新生丸(66,536t)が小名浜石油シーバースに着棧した。

台風・津波対策 台風・津波等による災害を防止するため、小名浜港海上安全対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している(問合せ先:福島海上保安部)。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
福島海上保安部(小名浜港長、相馬港長)	0246-54-3450	横浜植物防疫所小名浜出張所	0246-53-3402
横浜税関小名浜税関支署	0246-92-5151	福島県小名浜港湾建設事務所	0246-53-7124
東北運輸局福島運輸支局 小名浜庁舎	0246-54-2311	仙台検疫所小名浜出張所	福島空港出張所 0247-57-1233へ連絡

15 引船・通船 引船がある。停泊船への通船がある。

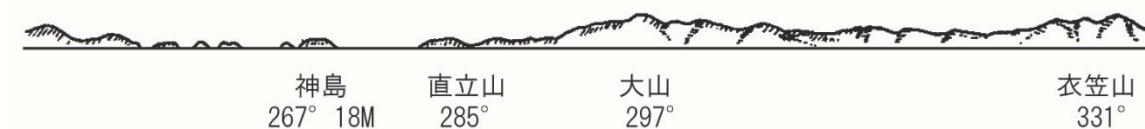
目標

地物名	概位	備考
伊良湖岬	34° 34.8' N 137° 01.0' E	岬端に灯台、伊勢湾海上交通センターがある。
直立《チョッポリ》山	34° 35.0' N 137° 02.0' E	高さ140mの孤立した山
神島	34° 32.8' N 136° 58.9' E	島頂(高さ171m)は赤色を呈し、東側には険しいがけが直立する。北東部に灯台がある。

注意 神島と直立山は、南東方遠くから見る場合は誤認しやすい。

伊良湖水道対景図

(1) 東方から伊良湖水道を望む



(2) 南方から伊良湖水道を望む



5 避険線 瀬木寄《セギヨ》瀬 (34° 30.4' N 136° 59.9' E、水深 9.5m) 付近から神島に至る水深 20 m以下の浅礁帯の東端は、伊良湖岬灯台 (34° 34.8' N 137° 01.0' E) と尾張野島灯台 (34° 39.5' N 137° 00.5' E) とを一線 (355°) に見る方位線の西方約 0.2Mにある。

水先 伊良湖水道及び付近の海域は、伊勢三河湾水先区に含まれる。(第1編 総記 第6章 水先、12ページ参照)

10 航法 伊良湖水道航路並びに付近海域においては、海上交通安全法の規定による航法のほか、次の事項を遵守しなければならない。

1 進路を知らせるための措置 (海上交通安全法第7条、同法施行規則第6条)

(1) 船舶 (汽笛を備えていない船舶及び総トン数 100t 未満の船舶を除く。) は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断しようとするときは、信号による表示をしなければならない。(第47図、264ページ参照)

(2) 船舶 (汽笛を備えていない船舶、船舶自動識別装置を備えていない船舶及び船員法施行規則第3条の16の規定により船舶自動識別装置を作動させていない船舶を除く。) は、航路を航行する間、仕向港に関する情報その他の進路を知らせるために必要な情報について、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信しなければならない (詳細は 150 ページに記載の同項を参照)。

伊良湖港 (34° 35' N 137° 01' E) (海図 W1024) (JP IRK)



(2018年4月撮影)

概要 伊勢湾口東岸、伊良湖岬の北側にある港則法適用港で、防波堤と防砂堤とに囲まれた船だまりがある。船だまりは北方に開口し、その入口幅は約60m（水深約4～5m）、港内の水深3～7mで、中央部東側に水深2.7mの浅所がある。底質は泥砂で錨かきが良い。また、東及び南は山に囲まれて東～南の風をよく防ぎ、冬季、伊勢湾特有の北西季節風が吹くときでも防波堤が波浪の侵入を防ぐので、250t以下の船舶の避泊に適する。

入港上の注意 防砂堤の北東側には長さ約170mの潜堤が存在し、北西側防波堤屈曲部の北側には捨て石がある。また、海岸線側は漂砂の移動があり、海浜は漂砂がたい積しやすいので注意を要する。北西風が強いときの出入港は、横波に注意する必要がある。

目標

地物名	概位	備考
著屋	34° 35.2' N 137° 01.6' E	ホテル、白色、12階建

港湾施設 船だまり南西部に2棧橋があり、カーフェリーの発着等に使用している。また、同船だまり北東部に物揚場がある。

最大入港船舶 伊勢湾フェリー（最大2,410t、喫水3.8m）が、カーフェリー発着場に着岸する。

海上交通 鳥羽港に至るカーフェリー便（2,410t他）、河和港〔知多湾西岸〕、日間賀島港〔西港・東港〕及び篠島港に至る定期船便（68t他）、また神島に至る定期船便（19t）がある。

	船渡 ふ頭	1号岸壁	34° 43.6' N 137° 20.7' E	500	1.5~2.5	500×6	
		2号岸壁	34° 43.6' N 137° 20.4' E	450	5.5	2,000×5	
		3号岸壁	34° 43.4' N 137° 20.3' E	360	4.5	2,000×6	耐震岸壁
御津地区	御津 ふ頭	1号岸壁	34° 47.9' N 137° 18.4' E	200	5.5	2,000×2	鉄鋼用
蒲 郡 地 区	浜町 ふ頭	1号岸壁	34° 48.5' N 137° 12.2' E	185	10	15,000×1	原木用
		2号岸壁	34° 48.5' N 137° 12.1' E	130	6.5~7.5	5,000×1	原木用
	蒲 郡	1号岸壁	34° 49.2' N 137° 13.1' E	600	2.5~4	700×10	スクラップ用
		2号岸壁	34° 49.0' N 137° 13.3' E	180	6	2,000×2	砂利・石材用
		3号岸壁		90	5以下	2,000×1	
	ふ 頭	4号岸壁	34° 48.9' N 137° 13.2' E	185	9~9.5	15,000×1	原木・鉄鋼用
		5号岸壁	34° 49.0' N 137° 13.1' E	390	7.5~8	5,000×3	原木用
		6号岸壁	34° 49.0' N 137° 13.0' E	90	5.5	2,000×1	原木用
		7号岸壁	34° 48.9' N 137° 12.9' E	90	6	2,000×1	原木用
		8号岸壁	34° 48.8' N 137° 13.0' E	390	7.5	5,000×3	輸送機械用
	竹島 ふ頭	9号岸壁	34° 48.7' N 137° 13.1' E	185	10~10.5	15,000×1	輸送機械用
		10号岸壁	34° 49.0' N 137° 12.9' E	250	3.5~4	700 t 級	
		11号岸壁	34° 48.2' N 137° 12.9' E	250	11	18,000×1	
		1号岸壁	34° 49.1' N 137° 13.5' E	96	3.5~4	3,000×1	
		2号岸壁		131	4.5~6	5,000×1	
		3号岸壁		134	4~6		フェリー

豊橋地区 紙田川河口に貯木場 (34° 41.9' N 137° 19.2' E) がある。

上表のほか、各所に会社専用の係船岸壁、栈橋がある。

航法 三河港豊橋地区神野南・北防波堤から港内側に至る約 2Mの海域 (自主規制海域) において、長さ 100m以上の船舶の追越し・行会いを防止する自主規制ルールを設けている。詳細はウェブページで公開されている。

URL <https://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/safety/rule/000002.html>

錨地

豊橋地区 豊川河口の西南西方約 2M、水深 7m前後の所に錨泊できる。検疫錨地は姫島の北西方約 2M 付近にある。

なお、これら錨地は、西風時に走錨のおそれがある。

蒲郡地区 防波堤外の竹島と大島とのほぼ中間の西側で、水深 6m前後の所が好錨地である。

冬季、西寄りの風が強いときには、大島の東側が比較的錨地に適している。付近の養殖施設に注意を要する。

検疫錨地は、橋田鼻の南東方約 2M付近にある。

海事関係官公署

	官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
豊橋地区	三河海上保安署 (港長)	0532-34-0118	名古屋出入国在留管理局豊橋港出張所	0532-32-6567
	名古屋税関豊橋税関支署	0532-32-6566	名古屋検疫所三河・福江出張所	名古屋検疫所 (本所) 052-661-4131 へ連絡
	名古屋植物防疫所清水支所	052-651-0112	愛知県三河港務所	0532-31-4156
蒲郡地区	名古屋税関豊橋税関支署蒲郡出張所	0533-68-6008	愛知県三河港務所蒲郡出張所	0533-69-5381

引船 豊橋地区、蒲郡地区に引船がある。

補給

豊橋地区 神野東、西ふ頭で給水できる。

蒲郡地区 蒲郡ふ頭、浜町ふ頭で給水できる。

5 医療施設

名 称	電 話 番 号	備 考
豊橋市民病院	0532-33-6111	(豊橋地区)
蒲郡市民病院	0533-66-2200	(蒲郡地区)

修理 蒲郡地区に 500 t 未満の船舶を修理できる造船所がある。

知 多 湾 (海図 W1052、W1056)

10 概要 知多半島の東側にあり、湾の北半分は衣浦港である。湾の東、西両岸は低く、東側沿岸は遠浅である。

湾内の水深は、師崎水道付近を除き 15m以下で、湾の南部東側には水深 5m以下の州が広がっている。

湾内の沿岸一帯に、ノリなどの養殖施設が多数設置されているので注意を要する。

目標

地 物 名	概 位	備 考
長 谷 埼	34° 43.0' N 136° 58.3' E	埼頂の高さ 136m、西方約 500mに高層ビルがある。
煙 突	34° 49.6' N 136° 55.5' E	高さ約 184m、灰色。火力発電所構内
2 煙 突	34° 50.0' N 136° 57.6' E	高さ各 204m、灰色、集合煙突。火力発電所構内

15

衣浦港 (34° 51' N 136° 57' E) (海図 W1056) (JP KNU)



(2018年4月撮影)

港種 特定港、開港、検疫港、出入国港、植物防疫の港

20 概要 知多湾の北半分を占める港である。港の東側は平地で矢作《ヤハギ》川が注ぎ、西側は知多半島で

低い山脈が南北に連なり、港奥に境川が注ぐ。港内中央には東西防波堤入り口から北方向へ向かって、水深 11m～12m、幅 200m～300mである「中央航路」が存在する。港内の水深は港口付近で約 12m、港奥の 8 号地前面では約 11m前後で、境川河口付近では 2m以下である。3 号地南東部は埋立て工事中である。

目標

地物名	概位	備考
煙突	34° 52.2' N 136° 56.2' E	高さ 74m、赤白塗、その他多数あり

5

水先 伊勢三河湾水先区水先人会に要請する（第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照）。

通信 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
みかわわんポートラジオ又は みかわわんポートラジオだい 2	ch16/11,12	常時	0532-34-7850	東洋信号通信社受託局

信号 JERA 碧南火力発電所では、信号柱によって係留船舶に対し情報提供を行っている。

10 **航泊制限** 港内における引火事故を防止するため船舶は、港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから 30m以内の水面（ただし、運河及び河川水域にあつては 20m以内の水面）に立ち入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶はこの限りでない。

なお、引火性危険物積載タンカーは、港内に停泊中夜間においても視認できる「引火性危険物積載中」の垂れ幕を掲げている。（衣浦港長公示昭和 50 年第 50-1 号）

15 港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考	
中央頭 (東)	東 1 号岸壁	34° 52.4' N 136° 58.3' E	630	3～4.5	2,000×7	金属くず用
	東 2 号岸壁	34° 52.3' N 136° 58.1' E	130	5.5～6	5,000×1	〃
	東 3 号岸壁	34° 52.2' N 136° 58.0' E	185	10	15,000×1	〃
	東 4 号岸壁	34° 52.1' N 136° 57.9' E	240	12	30,000×1	〃 耐震強化岸壁
新川	1 号岸壁	34° 53.7' N 136° 59.0' E	100	4	700×2	コークス
	2 号岸壁		150	4以下	500×3	
高浜頭	1 号岸壁	34° 55.2' N 136° 58.7' E	180	3以下	700×3	
	2 号岸壁	34° 55.1' N 136° 58.7' E	130	5～7.5	5,000×1	
亀崎頭	1 号岸壁	34° 54.8' N 136° 58.2' E	370	9～10	15,000×2	
	2 号岸壁	34° 54.7' N 136° 58.3' E	185	10	15,000×1	砂利・砂
	3 号岸壁	34° 54.6' N 136° 58.3' E	190	11	15,000×1	金属くず
中央頭 (西)	西 1 号岸壁	34° 52.8' N 136° 57.5' E	300	3～3.5	500×6	
	西 2 号岸壁	34° 52.7' N 136° 57.7' E	520	6～6.5	5,000×4	コークス
	西 3 号岸壁	34° 52.5' N 136° 57.6' E	185	10	15,000×1	耐震強化岸壁
	西 4 号岸壁	34° 52.5' N 136° 57.4' E	185	8.5～10	15,000×1	
	西 5 号岸壁	34° 52.4' N 136° 57.6' E	240	10.5～11	30,000×1	石炭
	西 6 号岸壁	34° 52.4' N 136° 57.4' E	240	11	30,000×1	木材チップ
南ふ頭岸壁	34° 52.7' N 136° 56.2' E	705	0.5～4	500×13		
武豊岸壁	34° 50.8' N 136° 55.6' E	180	—	700×3	石灰石	
武豊北 ふ頭	1 号岸壁	34° 51.5' N 136° 55.8' E	185	10	15,000×1	鉄くず 耐震強化岸壁
	2 号岸壁	34° 51.5' N 136° 56.0' E	240	12	30,000×1	鋼材
	3 号岸壁	34° 51.4' N 136° 56.1' E	130	7.5～12	5,000×1	化学薬品

上表のほか、各所に会社専用の係船岸壁、栈橋がある。

通信

港長 船舶と港長との間で、「なごやほあん」を介し VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
なごやほあん NAGOYA COAST GUARD RADIO	ch16/12	常時	名古屋海上保安部	名古屋港に関すること (管制通報に関する ことを除く。)
なごやハーバーレーダー NAGOYA HARBOR RADAR	ch16/13, 14, 66		名古屋港海上交通 センター	名古屋港東、西、北航 路に関すること(管制 通報に関することに限 る。)

5 **港湾管理者** 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
なごやポータラジオ又は なごやポータラジオだい2	ch16/12,20	常時	052-398-0512	東洋信号通信社受託局

水先 伊勢三河湾水先区水先人会に要請する。(第1編 総記 第6章 水先、12 ページ参照)

航路 第1区潮風ふ頭南端付近から、金城ふ頭の南東端付近に至る北航路(長さ約2.7M、幅200~400m、水深10~14m)があり、同航路の南口から接続して、高潮防波堤中央堤と同知多堤間の主開口部を通り
10 港界付近に至る東航路(長さ約5.5M、幅580~1,060m、水深15~16m)がある。

また、東航路の西側に、高潮防波堤中央堤と同鍋田堤間の副開口部を通る「く」の字に屈曲した西航路(長さ約4.3M、幅350~400m、水深12~16m)がある。

各航路において、航行管制を行っている。(管制信号の項、297~301 ページ参照)

2 代・E・5	E 5	新宝ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2 代・B・1	B 1	潮見ふ頭南側の係留施設 (BL、BK 棧橋) 又は潮見ふ頭南西端から 180° 400mの地点まで引いた線、同地点から 083° 430mの地点まで引いた線、同地点から 000° に引いた線及び陸岸により囲まれた海面の危険物船錨地に向かって航行する。
2 代・B・2	B 2	潮見ふ頭東側の係留施設 (BH2 から BY 棧橋) に向かって航行する。
2 代・B・3	B 3	潮見ふ頭北側の係留施設 (QI から B3 棧橋) に向かって航行する。
2 代・B・4	B 4	潮見ふ頭西側の係留施設 (B4 から BJ 棧橋) に向かって航行する。
2 代・N・1	N 1	昭和ふ頭又は船見ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2 代・N・2	N 2	ガーデンふ頭、大手ふ頭、築地東ふ頭又は大江ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2 代・N・3	N 3	一洲町の棧橋、稲永ふ頭又は潮風ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2 代・N・4	N 4	空見ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。
2 代・K・1	K 1	金城ふ頭 52 から 57 号岸壁に向かって航行する。
2 代・K・2	K 2	金城ふ頭 58 から 62 号岸壁に向かって航行する。
2 代・K・3	K 3	金城ふ頭 76 から 85 号岸壁に向かって航行する。
2 代・W・1	W 1	金城ふ頭 71 から 75 号岸壁、空見ふ頭西側又は木場金岡ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。
2 代・W・2	W 2	飛島ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。
2 代・W・3	W 3	飛島ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。
2 代・W・4	W 4	飛島ふ頭西側、弥富ふ頭東側の係留施設又は第 4 区の係船浮標に向かって航行する。
2 代・W・5	W 5	弥富ふ頭南側又は鍋田ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2 代・P・1	P 1	高潮防波堤東信号所から 022° 2,010mの地点を中心とする半径 350mの円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。
2 代・S・1	S 1	南浜ふ頭の係留施設又は高潮防波堤東信号所から 144.5° 820mの地点 (以下「A 地点」という) から 214° 800mの地点まで引いた線、同地点から 128° 250mの地点まで引いた線、同地点から 066.5° 460mの地点まで引いた線、同地点から 034° 400mの地点まで引いた線、同地点から A 地点まで引いた線により囲まれた海面の危険物船錨地に向かって航行する。

船舶の交通の制限等 (港則法第 38 条、同法施行規則第 20 条の 2) 港長は、東水路、西水路及び北水路において、信号を行っても管制船の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であって、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該水路を航行する予定時刻を変更すること、当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること、当該船舶の運航に関し必要な措置を講ずることを指示する場合がある。

航泊制限 港内における引火事故を防止するため、船舶は港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから 30m以内の海面 (ただし、運河及び河川水域にあつては 20m以内の水面) に立ち入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶はこの限りでない。

同タンカーは、港内停泊中、夜間においても容易に視認しうる「引火性危険物積載中」の垂れ幕等を掲げている。(名古屋港長公示 平成 30 年第 30-1 号)

錨地 検疫錨地は、東航路、西航路の南側出入口付近 (34° 58.5' N 136° 47.1' E) にある。また、危険物積載船舶の錨地は、次のとおり第 2 区～第 5 区に指定されている。(名古屋港長公示 平成 30 年第 30-2 号) (第 54 図、294 ページ参照)

- 1 潮見ふ頭の南岸西端から 180° 400mの地点まで引いた線、同地点から 083° 430mの地点まで引いた線、同地点から 000° に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 (指定錨地 2B、錨地の基準：総トン数 500 t 未満の引火性危険物積載船舶)
 - 2 名古屋港高潮防波堤東信号所 (34° 59.9' N 136° 49.2' E) から 089° 1,270mの地点を中心とする半径 300mの円内 (指定錨地 3B、錨地の基準：総トン数 1,600 t 未満の引火性危険物積載船舶)
 - 3 上記信号所から 022° 2,010mの地点を中心とする半径 350mの円内 (指定錨地 4B、錨地の基準：総トン数 1,600 t 未満の危険物積載船舶)
 - 4 上記信号所から 144.5° 820mの地点 (以下 A 地点という) から 214° 800mの地点まで引いた線、同地点から 128° 250mの地点まで引いた線、同地点から 066.5° 460mの地点まで引いた線、同地点から 034° 400mの地点まで引いた線、同地点から A 地点まで引いた線により囲まれた海面 (指定錨地 5B、錨地の基準：総トン数 1,600 t 未満の引火性危険物積載船舶)
- さらに、錨泊自粛区域が、東航路、西航路の南側出入口の南側海域に設定されている。(第 57 図、306 ページ参照)

なお、詳細はウェブページで公開されている。

URL https://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/safety/item/pdf/8syo_000.pdf

錨泊・停留制限 危険物積載船舶は、港長から錨地の指定又は許可を受けた場合のほか、上記の各危険物積載船舶の錨地 (指定錨地 2B、3B、4B 及び 5B) の区域以外に錨泊又は停留してはならない。

ただし、海難を避けようとする場合、その他やむをえない事由のある場合は、この限りでない。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考	
ガ ー デ ン ふ 頭	1号岸壁	35° 05.4' N 136° 53.1' E	245	5~10	15,000×1 700×1	雑貨用
	2号岸壁	35° 05.3' N 136° 53.0' E	185	10	10,000×1	雑貨用
	3号岸壁	35° 05.4' N 136° 52.9' E	290	10	20,000t×1	旅客用
	5号岸壁	35° 05.4' N 136° 52.8' E	60	3	500t×1	旅客用
大手ふ頭 11・12号岸壁	35° 05.3' N 136° 52.4' E	260	6.5~7.5	3,500×2	雑貨用	
大江ふ頭 38号岸壁	35° 05.3' N 136° 53.4' E	185	10	10,000×1	雑貨・重量物等 (耐震岸壁)	
大江ふ頭 39号岸壁	35° 05.2' N 136° 53.4' E	213	9	10,000×1	雑貨・重量物等	
昭和ふ頭 40・41号岸壁	35° 04.7' N 136° 53.4' E	240	7.5	3,000×2	肥料・化学薬品用	
船 見 ふ 頭	43~45号岸壁	35° 04.4' N 136° 53.2' E	420	5~6	450×1 1,500×4	けい砂・土石用
	46~48号岸壁	35° 04.4' N 136° 53.1' E	571	5~5.5	450×1 1,500×5	けい砂・土石用
稲 永 ふ 頭	17・18号岸壁	35° 04.8' N 136° 52.1' E	320	9	10,000×2	綿花・羊毛・穀類等
	22~24号岸壁	35° 04.6' N 136° 51.9' E	540	10	10,000×3	雑貨・自動車用
	25号岸壁	35° 04.5' N 136° 51.8' E	200	10	10,000×1	雑貨・自動車用

潮風ふ頭	27～29号岸壁	35° 04.4' N 136° 51.7' E	405	5.5～10	1,500×1 3,500×1 10,000×1	石炭用 (28, 29号耐震岸壁)
	31号岸壁	35° 04.3' N 136° 51.6' E	60	3～6.5	500×1	石炭・鉄産品用
	32号岸壁	35° 04.3' N 136° 51.7' E	130	6.5～7.5	3,500×1	石炭・鉄産品用
	33号岸壁	35° 04.2' N 136° 51.7' E	185	10	10,000×1	石炭・鉄産品用
空見ふ頭	95～97号岸壁	35° 04.2' N 136° 51.5' E	540	5～5.5	500×1 1,000×1 1,500×4	鋼材用
	50号岸壁	35° 03.4' N 136° 51.3' E	180	10	10,000×1	雑貨用
	51号岸壁	35° 03.4' N 136° 51.3' E	120	4以下	500×2	雑貨用
	70号岸壁	35° 03.7' N 136° 50.6' E	360	5.5	1,500×4	雑貨用
金城ふ頭	52・53号岸壁	35° 03.2' N 136° 51.2' E	497	8.5～12	25,000×2	自動車用
	54～57号岸壁	35° 02.8' N 136° 51.2' E	800	10	10,000×4	自動車用
	58～62号岸壁	35° 02.6' N 136° 50.9' E	1,000	10	10,000×5	雑貨・自動車用
	71号岸壁	35° 03.4' N 136° 50.5' E	450	—	1,500×5	雑貨用
	72～75号岸壁	35° 03.2' N 136° 50.3' E	520	7.5	3,500×4	雑貨用
	76・77号岸壁	35° 03.0' N 136° 50.3' E	400	10～10.5	10,000×2 20,000×1	コンテナ用
	78・79号岸壁	35° 02.8' N 136° 50.4' E	400	10	10,000×2	重量物・自動車用
	80・81号岸壁	35° 02.6' N 136° 50.5' E	400	10	10,000×2	雑貨・自動車用
	82～84号岸壁	35° 02.3' N 136° 50.6' E	600	9～12	10,000×3	雑貨用
85号岸壁	35° 02.1' N 136° 50.7' E	280	11.5～12	25,000×1	雑貨用	
弥富ふ頭	6号岸壁	35° 01.8' N 136° 47.9' E	270	12	25,000×1	雑貨・自動車用
	7号岸壁	35° 01.8' N 136° 47.8' E	240	12	25,000×1	雑貨・自動車用
	88・89号岸壁	35° 02.2' N 136° 48.0' E	260	7.5	3,500×2	木材・雑貨用
鍋田ふ頭 T1・T2岸壁		35° 01.5' N 136° 47.6' E	700	13～14	50,000×2	コンテナ用 (耐震岸壁)、ガントリークレーン
鍋田ふ頭 T3岸壁		35° 01.6' N 136° 47.4' E	285	12	30,000×1	コンテナ用、ガントリークレーン
飛島ふ頭	90～92号岸壁	35° 02.8' N 136° 49.9' E	620	10～12	10,000×2 25,000×1	コンテナ用、ガントリークレーン
	93・94号岸壁	35° 02.0' N 136° 50.2' E	700	14～15	50,000×2	コンテナ用、ガントリークレーン
	TS1岸壁	35° 01.6' N 136° 49.2' E	350	16	108,500×1	コンテナ用 (耐震岸壁)、ガントリークレーン
	TS2岸壁	35° 01.6' N 136° 49.4' E	400	16	108,500×1	コンテナ用 (耐震岸壁)、ガントリークレーン
	98・99号岸壁	35° 02.3' N 136° 48.6' E	370	10	10,000×2	木材用
潮見ふ頭 BX 棧橋		35° 03.8' N 136° 52.8' E	200	3.5	300×20	小型油送船施設・船尾付
横須賀ふ頭 86号岸壁		35° 00.6' N 136° 52.2' E	420	4～4.5	500×7	建設用資材用
北浜ふ頭 87号岸壁		35° 00.3' N 136° 52.0' E	240	4.5	500×4	軽工業品用

上表のほか、各地に各会社専用の係船施設が多数ある。

伊勢湾シーバース 名古屋港～四日市港間のほぼ中央 (34° 55.6' N 136° 44.4' E) にあり、310,000D/W級が係留でき、レーダ反射器付シーバース灯及び4副灯 (南端の副灯にホーン付設) がある。

係船浮標——第4区木材泊地には8基 (15,000D/W級用) が設置してある。

架橋・架空線

名称		概位		桁下(m)	区間
架橋	名港西大橋	35° 03.1' N	136° 50.0' E	32～39	木場金岡ふ頭～金城ふ頭
	名港中央大橋	35° 03.2' N	136° 51.6' E	45～55	金城ふ頭～潮見ふ頭
	名港東大橋	35° 03.2' N	136° 52.7' E	40	潮見ふ頭～新宝ふ頭
架空線	送電線 (電力)	35° 03.9' N	136° 53.0' E	高さ 40	潮見ふ頭～新宝ふ頭
		35° 04.1' N	136° 52.9' E	高さ 9.3	潮見ふ頭～船見ふ頭南西端

台風・津波対策 本港では、台風及び地震・津波による事故を未然に防止するため、名古屋港台風・地震津波対策委員会において、港長が行う警戒体制の発令及び解除等の情報伝達を行っている。（問合せ先：名古屋海上保安部）

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
第四管区海上保安本部	052-661-1611	名古屋検疫所（本局）	052-661-4131
名古屋海上保安部（港長）	052-661-1615	名古屋植物防疫所（本所）	052-651-0112
名古屋港海上交通センター	052-398-0711	動物検疫所中部空港支所名古屋出張所	052-651-0334
名古屋税関（本関）	052-654-4100	名古屋植物防疫所南部出張所（知多市）	0562-32-1389
名古屋税関西部出張所（飛島村）	0567-55-2974	名古屋出入国在留管理局（本局）	0570-052259
名古屋税関南部出張所（知多市）	0562-32-5191		IP電話・海外から 052-217-8944
中部運輸局（本局）	052-952-8002	名古屋港管理組合	052-661-4111

5

引船・はしけ 引船、はしけがある。

通船 ガーデンふ頭にある棧橋から港内停泊船（外港西部を除く）へは定期便が、外港西部の停泊船及び伊勢湾シーバースへは不定期便がある。

補給 清水、燃料油、氷の補給は十分にできる。給水船及び給油船がある。

10

廃油処理施設

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
(株)ダイセキ 本社・名古屋事業所	環境2部重油課 052-611-6321	0830~1700	ビルジ・その他	
ENEOS 知多製造所	管理課 0562-32-3211	0800~1650	ビルジ・水バラスト・ コレクトオイル	水バラスト・タンク洗浄水
出光興産	安全環境室 0562-55-1119	0800~1700	ビルジ・水バラスト・ コレクトオイル	水バラスト・タンク洗浄水

医療施設

名称	電話番号	備考
名古屋港湾福利厚生協会臨港病院	052-661-1691	
労働者健康安全機構中部労災病院	052-652-5511	

海上交通 苫小牧港及び仙台塩釜港（仙台区）に至るカーフェリー便（最大 15,795 t ほか）がある。また、ガーデンふ頭と潮見ふ頭、金城ふ頭との間を運航する水上バスがある。

15

水先 伊勢三河湾水先区水先人会に要請する。(第1編 総記 第6章 水先、12 ページ参照)

錨地 岩田川河口の沖合距岸 1M付近の所は、水深 12m前後、底質泥で錨かきが良い、冬季北西風のときでも停泊できるが、9月ころ急に起こる南東の強風には、特に警戒する必要がある。

錨泊上の注意 ジャパンマリンユナイテッド株式会社 1~3号岸壁 (34° 40.7' N 136° 32.5' E) から 3本の係船錨鎖 (先端に沈錘がある) が、沖合約 200~300m延びているので注意を要する。

港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考	
伊倉津ふ頭	-5.5m岸壁	34° 40.5' N 136° 33.1' E	90	4.5	1,000×1	砂利、石材
	-4.5m岸壁		60	4	1,000×1	〃

上表のほか、伊倉津地区に会社専用の係船施設がある。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
名古屋税関四日市税関支署津出張所	059-225-2030	三重県津建設事務所	059-223-5203

補給 少量の清水、燃料油及び水の補給ができる。

修理

造船所名	電話番号	備考
ジャパンマリンユナイテッド株式会社	059-238-6100	

海上交通 賢崎地区から常滑港 (中部国際空港 [セントレア]) に至る高速旅客船 (100 t 級) 便がある。

松阪港 (34° 37' N 136° 34' E) (海図 W88) (JP MSA)



(2018年4月撮影)

10

15

架橋 相島〔真珠島〕西岸から西方対岸へ架橋（歩道橋）があり、高さは中央部で約 7m、両端部で約 6.3 m である。

最大入港船舶 伊勢湾フェリー（最大 2,410 t、喫水 3.8m）が、カーフェリー発着場に着岸する。

地震・津波対策 本港では地震、津波等による災害を防止するため鳥羽地区台風・地震津波対策委員会を設置し、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合せ先：鳥羽海上保安部）。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
鳥羽海上保安部	0599-25-0118	中部運輸局三重運輸支局鳥羽海事事務所	0599-25-4790

引船 引船がある。
補給 中之郷岸壁で給水ができる。給油船がある。

修理

造船所名	電話番号	備考
鳥羽ドック(株)第二ドック	0599-25-4733	

海上交通 伊良湖港に至るカーフェリー便（2,410 t 他）が、また、答志島など付近の島々に至る定期旅客船便（75 t 他）がある。

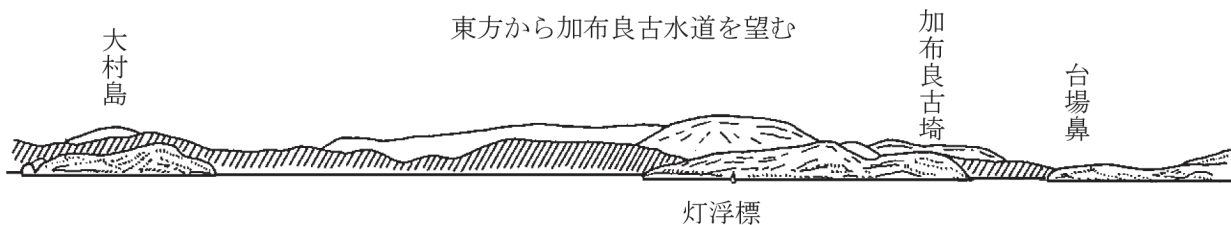
加布良古水道～ハンス鼻（海図 W1053、W73）

概要 加布良古水道は菅島と南西方陸岸との間にあり、最狭部（34° 29.0′ N 136° 52.2′ E）は誓願島～鯉《イワシ》埼間にあつて、水深 10m 以上の幅は約 350m である。この水道は短く目標が多いので通航に困難はないが、暗礁が多く航路が屈曲しているため、大型の船舶にはやや不適である。

水道南口には石鏡島をほぼ中心として南北に浅礁脈があり、この礁脈と南西方陸岸との間に狭水道がある。その最狭部はハンス鼻とタナバシ（干出 1.8m の礁）との間にあつて、水深 10m 以上の幅は約 300m である。坂手島とその南方陸岸間の水道は、鳥羽港へ行く小型船、特に漁船の通航が多い。

ヨセマル（34° 28.1′ N 136° 53.8′ E）とその南方陸岸間には多数の暗礁があり危険なので、通航してはならない。

加布良古水道対景図



目標

地物名	概位	備考
坂手島	34° 29.3' N 136° 51.4' E	島頂（高さ110m）は島のほぼ中央にあり2テレビ塔がある。島の東端を丸山埼といい至近に灯標がある。
誓願島	34° 29.0' N 136° 52.0' E	加布良古水道最狭部西端の干出岩。至近に灯標がある。
菅島	34° 29.5' N 136° 53.4' E	中央部に大山（高さ236m）がある。
加布良古埼	34° 28.4' N 136° 52.6' E	がけの埼
石鏡《イジカ》島	34° 27.4' N 136° 55.7' E	高さ10mの突き出た岩
ハンス鼻	34° 26.7' N 136° 55.4' E	鼻上に石鏡灯台があり、加布良古水道に接近するときの好目標

針路法（第59図、324ページ参照）

北航（ハンス鼻付近から加布良古水道を経て、桃取水道に至る）

- 5 1 石鏡灯台（34° 26.7' N 136° 55.4' E、ハンス鼻上）の南東方から針路325°で菅島の大山頂（高さ236m）に向首し、石鏡灯台～タナバシ灯浮標（34° 26.8' N 136° 55.8' E）間を通り、狭水道に入る。狭水道に入らずに石鏡島東方を航行し、加布良古水道に向かう船舶は、針路335°で大築海島頂（高さ83m）に向首し、石鏡島と松ヶ鼻（34° 27.3' N 136° 54.6' E）との一線（264°）上で針路300°に変針し、大山頂に向首する。次いで魚見山（34° 27.1' N 136° 54.8' E、高さ74m）を219°に見る地点で針路272°に変針し、加布良古埼に向首する。以後4以下の針路法により伊勢湾に向かう。
- 10 2 石鏡島（高さ10m）正横で針路313°に変針し、ヨセマル灯浮標（34° 28.2' N 136° 53.8' E）北方に向首する。
- 3 ヨセマル灯浮標を180°にかわしてから針路272°に変針し、加布良古埼に向首する。
- 4 亀子鼻（34° 28.6' N 136° 53.2' E）正横で針路305°に変針し、誓願島灯標に向首する。
- 15 5 鯺埼（34° 29.0' N 136° 52.4' E）と蜂ヶ埼南南東方約300mの埼端（34° 28.7' N 136° 52.1' E）との一線上で針路350°に変針し、約450m航走した後（菅島～坂手島間の架空線のほぼ真下）右に小転舵し、水道中央の右側を航行する。
- 6 鳥羽港東防波堤灯台（34° 29.5' N 136° 50.8' E）の西方約500mにある著屋（34° 29.5' N 136° 50.5' E）正横で針路295°に変針し、日向島北端に向首する。
- 20 7 島ヶ埼灯台（34° 30.5' N 136° 50.8' E）の正横で針路330°に変針し、浮島西端に向首する。
- 8 小島（34° 30.9' N 136° 50.9' E、高さ7m）正横で針路263°に変針し、神前灯台（34° 30.4' N 136° 48.5' E）に向首し、水道中央を進む。
- 9 桃取水道大村島灯標（34° 30.8' N 136° 49.0' E）正横で針路319°に変針し、桃取水道から伊勢湾に入る。

25 南航（桃取水道から加布良古水道を経てハンス鼻付近に至る）

前記の針路をほぼ逆航する。

避險線 米瀬（34° 28.5' N 136° 53.8' E、水深8.9m）は、加布良古埼とその西方約1.5kmの山（高さ142m）とを一線（265°）に見る方位線上にある。

架空線 坂手島～菅島間に送電線（34° 29.2' N 136° 52.0' E、高さ34m）がある。

30 注意 水道両側、ハンス鼻～石鏡島間、坂手島周辺及び菅島南沿岸には、ワカメなどの養殖施設がある。

潮流 タナバシ灯浮標（34° 26.8' N 136° 55.8' E）付近では、上げ（下げ）潮流は、北北西（南南東）方へ流れ、最強潮流は0.8knである。

角とし、東方へ深く湾入し、多くの支湾に分かれ、大小多数の島がある。湾内はよく風を防ぐが岩礁が多く、水道が狭いうえ多数の真珠の養殖施設があるので、小型船のほか出入りできない。湾内を周遊する観光船(166t)や定期旅客船(19t)がある。また、御座岬北北西には小型定置網が設置されている。

目標

地物名	概位	備考
田曾崎	34° 17.3' N 136° 41.3' E	岩が多くて雑草が茂り、埼頂の高さ73m、埼端の北方約600mの丘上に灯台がある。
宿浅間 《シュクセンゲン》山	34° 18.3' N 136° 42.3' E	高さ182m、北西側に銀色テレビ塔がある。
田曾浅間山	34° 18.0' N 136° 42.1' E	高さ174m
赤石鼻	34° 16.7' N 136° 38.2' E	鼻端の西南西方約700mに白いがけがある。

5

浜島港 (34° 18' N 136° 46' E) (海図 W1058) (JP HJM)



(2018年5月撮影)

概要 英虞湾口の北側にある港則法適用港で、避難港でもある。この地方での漁獲物の集散地で、また、遠洋漁船の修理地でもある。

泊地入口の大矢取 (34° 17.5' N 136° 45.9' E) とその東方対岸の鍛冶屋崎からそれぞれ水深5m以下の浅瀬が延び、そのほぼ中央に幅約180mの水路(水深5m以上、西側に灯浮標がある)がある。

目標

地物名	概位	備考
横山	34° 19.4' N 136° 47.3' E	高さ203m

15 錨地 浜島港灯台 (34° 17.5' N 136° 45.9' E) の南側で水深12~14m、底質が砂の所は南~西を除く風波を防ぐが、錨かきはあまり良くない。内港は浅瀬や生けすが多いため、錨泊できる水域は狭く、冬季

には北西風が山から吹降ろし、港内に波浪が立つので注意を要する。その他の風向に対しては安全で、うねりの侵入もない。錨泊には水深 10m 前後、底質泥の所がよい。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
-5.5m岸壁	34° 17.7' N 136° 45.8' E	90	4~5	—	耐震岸壁
物 揚 場	34° 17.9' N 136° 45.2' E	延長 115	1	—	

5 海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先
鳥羽海上保安部浜島分室	0599-53-0300

補給 タンクローリーにて清水、燃料油の補給ができる。

修理

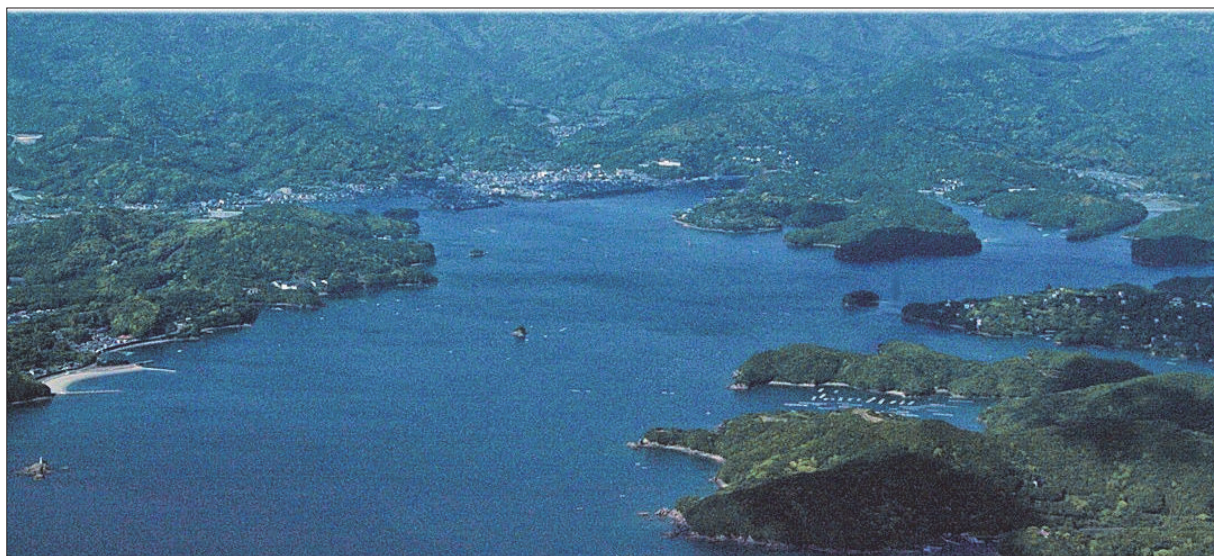
造 船 所 名	電 話 番 号	備 考
(株)辰也造船所	0599-53-0387	
浜島造船(有)	0599-53-0005	

10 医療施設

名 称	電 話 番 号	備 考
三重県立志摩病院	0599-43-0501	

~~海上交通——御座漁港及び賢島に至る定期旅客船便がある。~~

五ヶ所港 (34° 19' N 136° 41' E) (海図 W78) (JP GKS)



(2018年5月撮影)

針路法

1 大型船は、一般に割亀島～投石間を通航する。

- (1) 検疫錨地から針路 293° で割亀島 ($34^{\circ} 05.2' N$ $136^{\circ} 14.5' E$) に向首して進む。
- (2) 投石灯台 ($34^{\circ} 04.7' N$ $136^{\circ} 14.9' E$) を正横に見る所から 258° に変針して雀島 ($34^{\circ} 04.7' N$ $136^{\circ} 13.3' E$ 、樹頂の高さ 17m の茶色の岩小島) に向首し、割亀島と投石の間を航過する。
- (3) 割亀島東端を正横に見る所から針路 245° で進み、適宜錨地へ向かう。



2 小型船は、一般に投石～佐波留島間を通航する。

- (1) 検疫錨地付近から針路 274° で雀島南端に向首して、投石と佐波留島との中央を航過する。
 - (2) 尾鷲港人瀬灯浮標 ($34^{\circ} 04.5' N$ $136^{\circ} 14.6' E$) を正横に見て 264° に変針し、尾鷲港第1防波堤灯台 ($34^{\circ} 04.4' N$ $136^{\circ} 12.4' E$) に向首して錨地へ向かう。
- なお、潮流の影響が大きいので注意を要する。

入港上の注意

1 港奥の防波堤に囲まれた船だまりに出入りの際は、第1、第2防波堤とも高いため、船舶の動静が見えにくいので注意を要する。

2 4～8月の一本釣り漁期には、漁船が集中的に出入港し、沢崎～三木埼間の湾口一帯にかけて夜間、多数の漁船が集魚灯をつけて操業する。このため、検疫錨地への進入は危険である。

3 引本港方面からの漁船が、針路を横切ることが多い。

錨地 検疫錨地は桃頭島の北東方 ($34^{\circ} 04.4' N$ $136^{\circ} 16.5' E$) 付近にあり、水深 60～67m である。

検疫錨地付近には養殖施設があるので注意を要する。

防波堤外に錨泊する際は、尾鷲港第1防波堤灯台、雀島南端、撤去中の尾鷲三田火力発電所栈橋西端及び国市松泉町北端 ($34^{\circ} 04.2' N$ $136^{\circ} 12.4' E$) を結んだ線で囲まれる水域内で、撤去中の尾鷲三田火力発電所栈橋を中心とする半径 500m 以内の海域 (大型タンカー離着岸のため危険) を避け錨泊するのがよい。雀島南端を 062° 850m に見る付近の水深 20m、底質泥の所は好錨地である。

第2節 室戸岬～足摺岬 (海図 W108)

概要 室戸岬～足摺岬間の海岸は、湾入約30Mのほぼ半円形状の大湾を成し、土佐湾と称している。

同湾の北東側は比較的变化が少なく、北西側は屈曲して高知港、浦ノ内湾及び須崎湾が深く湾入し、西側には大小の湾入部がある。

陸部は高知付近に平野があるほかは、おおむね山地が海に迫っている。

20m等深線は、湾奥の白ノ鼻以東では室戸岬付近を除きおおむね距岸1M前後にあるが、白ノ鼻以西では湾入部を除きおおむね0.5M以内にある。須崎湾付近を除き、距岸1M以遠に険礁はない。

湾内の距岸約2M以内には、定置網がある。また、シイラ漬漁業が盛んで、沿岸域にシイラ漬漁業のための長さ約10mの竹の束を海底から固定し、標識旗、自然木の目印を立てている。このまわりで漁船による引き縄釣り、網漁業が行われている場合があるので、航行には注意を要する。(第1編 総記 第7章 航行に関する諸注意 「漁業」の項、23ページ参照)

気象 室戸岬では年間を通じて北東の風が卓越している。また、風速は極めて強く、風速10m/s以上の日数は年間ではほぼ250日を越える。一方、高知では年間を通じて西の風が卓越し、年間の平均風速は2m/s以下と極めて弱い。足摺岬(清水)では、風向は季節によって変化が大きく、春、秋季は北北東の風が多く、夏季は西又は東の風、冬季は北寄りの風が多い。

避泊地 須崎湾(33° 20' N 133° 17' E)は、四国南岸で唯一の大型船舶の避泊地である。

室戸岬～下竜頭岬 (海図 W108)

概要 室戸岬～下竜頭岬間の海岸は屈曲が少なく、室戸岬～奈半利川河口(33° 25' N 134° 01' E)の間は岩海岸又は石浜で、それから西方は一带の砂浜である。陸部は手結岬以西にやや広い平野があるほかは、諸河川の河口付近を除き、一带の山地で、山が海岸に迫っている。

10m等深線は岸に近くおおむね距岸500m以内にあり、安芸川河口沖の高礫(33° 29.0' N 133° 53.3' E、水深2.3m)、高知港外の三本松(33° 30.9' N 133° 36.5' E、水深4.4mの岩)、高礫(33° 30.8' N 133° 36.5' E、水深4.4mの岩)のほか、10m等深線の外方に険礁はない。

羽根崎の北北西方に奈半利港(港則法適用港)(JPNHI)がある。また、手結岬の北側に手結《テイ》港がある。

目標

地物名	概位	備考
行当崎	33° 17.6' N 134° 06.7' E	岩の崎で、崎上に黒色の森がある。
笠木山	33° 21.5' N 134° 06.9' E	高さ598m
羽根崎	33° 22.4' N 134° 02.3' E	灯台がある。
旭ヶ丘	33° 28.7' N 133° 58.7' E	高さ632m
手結《テイ》岬	33° 31.3' N 133° 45.4' E	岬上に灯台がある。
秋葉山	33° 36.3' N 133° 45.5' E	高さ490m、鋭頂で頂上に森がある。
下竜頭岬	33° 29.8' N 133° 34.4' E	岬上に高知灯台がある。至近の城山(高さ60m)は、高知港入港時の好目標である。
烏帽子山	33° 31.6' N 133° 31.0' E	高さ359m、頂上付近に無線塔がある。

室津港 (33° 17' N 134° 09' E) (海図 W1140) (JP MUX)



(2018年5月撮影)

5 概要 室戸岬港の北西にある港則法適用港で、高知県東部漁業の中心を成し、遠洋漁業の基地として、補給その他の施設は一応整っている。

港内は防波堤及び突堤により外港、前港（魚市場がある）、内港（漁業協同組合がある）及び東内港に分かれる。

外港防波堤東側の前港は水深 2~5m で、西風のあるときには波浪が侵入するが、そのほかは安全で、200 t 以下の船舶が避泊できる。

10 前港から南東方へ陸岸沿いに長さ約 1km の水路が掘られ、その最奥部が東内港になっている。

東内港内は水深 4~5m である。

前港の東隣にある内港は水深 1~3m で、周囲の岸壁が高いので風波に対して安全であるが入口は狭い。

台風のあるときには、うねりが後免 1 号防波堤を越え内港でも影響を受けるという。

15 目標 東方の丘頂にある 3 無線塔 (33° 17.2' N 134° 09.2' E、高さ 120m) は、港口を識別する好目標となる。

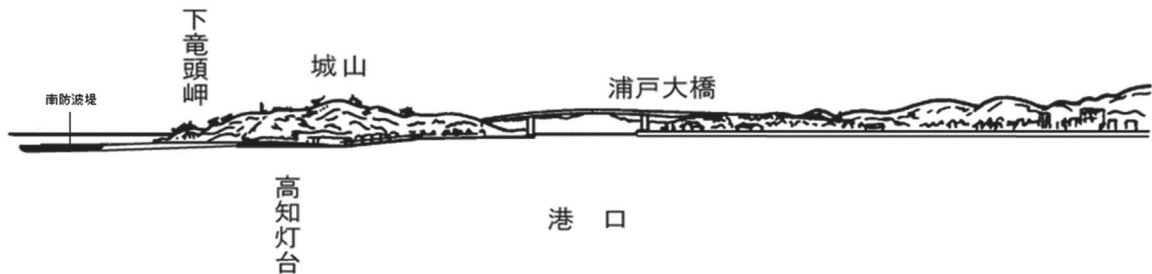
針路法 針路 090° で上記 3 無線塔に向首して港口に近づいた後、後免 3 号防波堤先端 (33° 17.2' N 134° 08.5' E) 正横にて、港口に向首して入港する。荒天時、港口付近は激浪のため小型船の出入りは危険であるので、入港を見合わせる方がよい。

港湾施設

名 称		概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
東内港	東内港第 1 岸壁	33° 17.0' N 134° 09.0' E	74	5	3,000×1	
	東内港第 2 岸壁	33° 16.9' N 134° 09.1' E	105	5	3,000×1	
前 港	室津第 1 岸壁	33° 17.2' N 134° 08.7' E	70	1.5~3		魚市場がある。
	室津第 2 岸壁		80	2		無線塔(高さ 36m)がある。

は徐々に左転し航路入口に向かい、以後航路に沿って進み各泊地に至る。

高知港口対景図



5



港則

<p>航行に関する注意 (港則法施行規則第 43 条)</p>	<p>1 総トン数 1,000 t (油送船にあつては、総トン数 500 t) 以上の船舶は、高知港御豊瀬灯台 (33° 30′ 26″ N 133° 33′ 34″ E) から 090° に引いた線以南の航路 (以下この項及び別表第 4 において「高知水路」という) を航行して入航し、又は出航しようとするときは、港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項 (同項第 3 号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては高知水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。) を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。</p> <p>2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、ただちに、その旨を港長に通報しなければならない。</p> <p>(参考) 港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該船舶の名称 (2) 当該船舶の総トン数及び長さ (3) 当該水路を航行する予定時刻 (4) 当該船舶との連絡手段 (5) 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港のけい留施設
-------------------------------------	---

10 信号 桂浜信号所 (33° 30′ 00″ N 133° 34′ 30″ E)、浦戸大橋西方に浦戸信号所 (33° 29′ 54″ N 133° 33′ 41″ E) で航行管制信号を行っている。高知水路を航行する一定の船舶は、次表のとおり、各信号所で行う信号に従って航行しなければならない。(港則法施行規則第 20 条の 2、別表 4)

	信号の方法		信号の意味
	昼 間	夜 間	
入航信号	毎 2 秒に白色光 1 閃又は 黒色の上向き円すい形形 象物 1 個	毎 2 秒に白色光 1 閃	入航船は入航可 総トン数 100 t 以上の出航船は運航停止で待機 総トン数 100 t 未満の出航船は出航可
出航信号	毎 2 秒に赤色光 1 閃又は 黒色の方形形象物 1 個	毎 2 秒に赤色光 1 閃	出航船は出航可 総トン数 100 t 以上の入航船は水路外で出航船 の進路を避け待機 総トン数 100 t 未満の入航船は入航可
総トン数 1,000 t 以下 (油槽船にあ っては 500 t) 以上の船 舶の入出港禁 止信号	毎 3 秒に順次赤色光 1 閃 及び白色光 1 閃又は黒色 の鼓形形象物 1 個	毎 3 秒に順次に 赤色光 1 閃及び 白色光 1 閃	総トン数 1,000 t (油送船は総トン数 500 t) 以上の入航船は水路外において出航船の進路 を避けて待機 総トン数 1,000 t (油送船は総トン数 500 t) 以上の出航船は運航を停止して待機 総トン数 1,000 t (油送船は総トン数 500 t) 未満の入出航船は入出航可
禁止信号	毎 6 秒に順次赤色光 3 閃及 び白色光 3 閃又は縦に上か ら黒色の鼓形形象物 1 個及 び赤色の方旗 1 旒	毎 6 秒に順次に 赤色光 3 閃及び 白色光 3 閃	港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止

注意 港口付近では、春～秋季の低気圧及び台風による南寄りのうねりが大きいので注意を要する。

錨地 検疫錨地は、下竜頭岬の南南東方 (33° 28.8' N 133° 35.0' E) 付近にある。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考	
第 1 ふ頭	2 号岸壁	33° 32.4' N 133° 33.2' E	115	3~6	3,000×1	
	4 号岸壁	33° 32.4' N 133° 33.4' E	390	2.5~7	5,000×3	前面に険悪地あり
	5 号岸壁	33° 32.3' N 133° 33.6' E	172	7.5	5,000×1	耐震強化岸壁
	6 号岸壁	33° 32.5' N 133° 33.6' E	310	6~7	5,000×2	
	7 号岸壁	33° 32.6' N 133° 33.6' E	260	5.5~7	5,000×2	
	8 号岸壁	33° 32.7' N 133° 33.6' E	180	3.5~4	700×3	
第 2 ふ頭 1 号岸壁	33° 33.2' N 133° 33.6' E	735	0.5~3	—	未測箇所あり	
第 3 ふ頭	1 号岸壁	33° 33.0' N 133° 33.8' E	242	2~3	—	未測箇所あり
	2 号岸壁	33° 32.7' N 133° 33.8' E	446	2.5~4	300×1	
	3 号岸壁	33° 32.6' N 133° 33.8' E	110	2.5~3	300 t ×1	険悪地の海図表記あり
	4 号岸壁		140	3~3.5	750 t ×2	同上
第 4 ふ頭	1 号岸壁	33° 32.5' N 133° 34.2' E	167	4.5~5	3,000×1	前面に険悪地あり
	2 号岸壁	33° 32.4' N 133° 34.2' E	180	3.5~4	300×1	
	3 号岸壁	33° 32.4' N 133° 34.3' E	90	—	300×1	
第 5 ふ頭	1 号岸壁	33° 31.4' N 133° 33.9' E	130	5.5~6	5,000×1	
	2 号岸壁	33° 31.3' N 133° 33.9' E	140	3.5~4.5	1,000×2	
	3 号岸壁	33° 31.1' N 133° 33.9' E	300	2.5~4	700×5	
第 7 ふ頭	1 号岸壁	33° 30.7' N 133° 35.1' E	240	7.5~8	—	ガントリークレーン
	2 号岸壁	33° 30.6' N 133° 35.1' E	240	12~12.5	30,000×1	ガントリークレーン
	3 号岸壁	33° 30.6' N 133° 35.4' E	280	12~12.5	30,000×1	前面に険悪地あり
	4 号岸壁	33° 30.7' N 133° 35.5' E	190	11~11.5	18,000×1	耐震強化岸壁
	8 号岸壁	33° 30.8' N 133° 35.0' E	180	7.5~8	12,000 t ×1	西隣は工事中

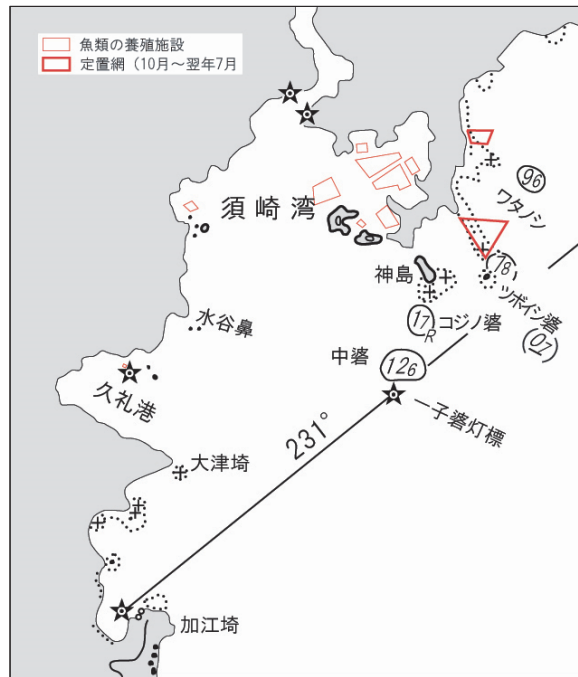
5 上表のほか、各ふ頭に各会社の専用係船施設がある。

地物名	概位	備考
神《コウ》島	33° 21.0' N 133° 19.4' E	高さ89m、鋭頂で非常に顕著
城山	33° 23.7' N 133° 17.3' E	高さ143m

野見湾 戸島北端とコウギノ鼻〔コーギノ鼻〕(33° 22.4' N 133° 18.0' E)との間を湾口として東方へ湾入し、湾内は更に数個の支湾に分かれる。この湾の北方は高さ200~250mの山地に、東~南方は野見半島及び中ノ島、戸島、西方は角谷岬(33° 22.6' N 133° 16.9' E)以南の高い陸地に囲まれ、湾内は波が静かで水深も10~25mと適度であるが、ハマチの養殖施設が多数ある。湾口は、南北両岸にある險礁により水路の幅が約500mに狭められている。出入りの際は、これらの両側の礁脈及び前記の養殖施設に注意を要する。

避險線 須崎湾東方のワタノシ(水深9.6m)、ツボイシ礁(高さ0.7m)、コジノ礁(水深1.7m)、中礁(水深12.6m)などの險礁を避けるには、上ノ加江港防波堤灯台(33° 16.8' N 133° 14.9' E)と一子礁灯標(33° 19.6' N 133° 19.0' E)とを一線(231°)に見る方位線の北側に入らないよう注意を要する(第63図参照)。

第63図 ツボイシ礁その他の避險線図



須崎港 (33° 23' N 133° 17' E) (海図 W105) (JP SUZ)



(2018年5月撮影)

港種 港則法適用港、開港、出入国港、植物防疫の港

概要 コウギノ鼻〔コーギノ鼻〕と角谷岬との間を港口として北方へ細長く湾入し、山地に囲まれて諸風を防ぎ、四国南岸中最良の港である。荒天の時は、土佐湾沖を航行中の船舶のほとんどが当港及び付近に避難する。一年のうち数回は北東の風が強く吹き、停泊が困難となることがある。

港内はおおむね水深6~16m、底質泥である。港内の東側は、比較的深水であり山が岸に迫っている。

港口は漁船が多い。~~港口東防波堤東端部の延長工事が実施されている。~~

気象 年間を通じて北西の風が多い。

副振動 周期約18分、約40分などの海面の昇降があり、その昇降は20cmに達することがある。

須崎港口対景図



須崎港口付近



針路法 (第64図)

- 1 一子燈台標 (33° 19.6' N 133° 19.0' E) の南方から針路 310° で久礼港双名南島灯台 (33° 19.7' N 133° 15.0' E) に向首して進む。
- 2 一子燈台標を 051° に見る地点で針路 002° に変針し、城山 (33° 23.7' N 133° 17.3' E、高さ 143 m) に向首して進む。
- 3 港内に入り須崎港湾口東防波堤と同西防波堤との間を航過し、山崎鼻を航過したならば、港内に設置された赤灯付灯浮標 (5基) を右に見て、水路の中央を航行し、適宜目的地に向かう。

水先 水先法という水先区ではないが、水先類似行為者があり、**日鉄鉱業鳥形山鉱業所** (TEL 0889-42-3131) で事務を取り扱う。

第64図 須崎港入港針路法図【図の差し替え】

